

**第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針
及び武蔵野市行財政改革アクションプラン**

(令和3～6年度)

中間のまとめ

武蔵野市

第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針

中間のまとめ

第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針

中間のまとめ

目次

1. 策定の背景	4
(1) 本市における行財政改革のこれまでの取組み	4
(2) 本市を取り巻く社会環境の変化	4
2. 基本方針の位置付け	5
3. 基本方針の期間	5
4. 本市の行財政改革の現状と課題	6
(1) 各視点における現状と課題	6
① 地域の視点における現状と課題	6
② 組織の視点における現状と課題	7
③ 人材の視点における現状と課題	7
④ 財務の視点における現状と課題	7
⑤ 政策の視点における現状と課題	7
(2) まとめ	7
5. 行財政改革を推進するための基本方針	9
(1) 行財政改革の理念	9
(2) 基本方針の体系	9
① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築【地域】	10
② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成【組織】	11
③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】	12
④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】	12
⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築【政策】	13

1. 策定の背景

(1) 本市における行財政改革のこれまでの取組み

本市における行財政改革は、昭和 58 年に行財政点検委員会を設置、またバブル経済崩壊後の平成 7 年には中期行財政運営懇談会を設置し、それぞれの答申に基づいて行財政改革を推進した。平成 8 年には、中期行財政運営懇談会答申を受け「行財政改革を推進するための基本方針」を策定した。平成 15 年には武蔵野市行財政改革検討委員会を設置し、今後の行財政のあり方について市民的・専門的立場から討議がなされ、平成 17 年に「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」が策定された。平成 18 年には武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会が設置され、平成 19 年 11 月にまとめられた報告書の中で、事務事業や補助金支出における課題と改革に向けた提言が示された。この提言を受け、市では平成 20 年度に武蔵野市行財政改革推進本部を設置し、推進体制を整備した。その後、リーマンショックを契機とした厳しい経済状況や今後の人口構造の変化などが本市財政に与える影響も考慮しつつ、平成 21 年に「第三次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」が策定された。平成 25 年には、第五期長期計画において掲げられた 4 つのまちづくり目標に基づき、その行財政分野を推進していくための「第四次行財政改革を推進するための基本方針」、そして現在は、その内容を継承しつつあらたな視点を追加した「第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」に基づき、行財政改革を推進している。

このように、本市においては、その時々¹の社会経済状況の変化に対応しつつ、地方分権の流れやその他の国の政策変更を背景としながら、一貫して市民のための行財政改革を進めてきた。

直近の行財政分野の政策においては、市民自治のさらなる推進に向け「情報共有の原則」「市民参加の原則」「協働の原則」「計画に基づく市政運営」の 4 つの基本原則を柱として市民・市議会とともにつくりあげた「武蔵野市自治基本条例」の制定や、事務事業見直し・市税収納率向上の取組み等による健全な財政の維持など、一定の成果を挙げているところである。一方、中長期的な視点では財源や人的資源に限りが生じてくる中、重要度の高いニーズに積極的に対応し、より高い効果を発揮していくため、既存事業の見直しをさらに効果的に進められる仕組みの構築などが求められている。

(2) 本市を取り巻く社会環境の変化

現在の世界的な社会経済を巡る状況は、政治や宗教の対立による社会情勢の不安定化、景気の減退等、不確定要素が強まっている。我が国においても、人口減少や、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題、貧困世帯の増加や都市インフラの老朽化等様々な課題が山積している。

一方、本市においては、今後東京の一極集中を是正するような政策により財政的な影響が生じる可能性もあるが、現時点では近年の人口増や市民の高い担税力に支えられ、比較的健全な財政を維持しており、第六期長期計画においては、掲げた目指すべき姿の実現に向け、「財政規律を守りつつ、必要な投資を行っていく」と記載し、未来に挑戦する姿勢を打ち出している。

しかしながら、第六期長期計画の実行段階の当初から見舞われた新型コロナウイルス感染症の世界的流行により世界経済の悪化が見込まれ、国内景気のさらなる後退が今後想定される厳しい

状況となっている。本市においても、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした緊急的な財政出動に加え、収入が減少する市民及び事業者の暮らしや市内の経済を守るために令和3年度の都市計画税を半分にする政策減税についても13億円超の減収が見込まれるなど、市民の暮らしや市内の経済を守るための歳出増・歳入減となる要因が多く発生している状況となっている。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響は、従来から行ってきたことが様々な側面において通用しなくなるという状況をもたらし、自治体経営においても不確実性が高まってきている。また、自然災害や感染症流行などの非常事態に直面した際の自治体におけるリスク管理や事業継続、セーフティネット機能の重要性を再認識させるものとなった。

このように本市を取り巻く社会環境が不確実性を増す中、自治体経営の根幹をなす行財政分野においては、堅実な財政運営を行いつつ未来への投資との両立を達成するために、新たな時代に適合する行財政改革のあり方を示す必要がある。

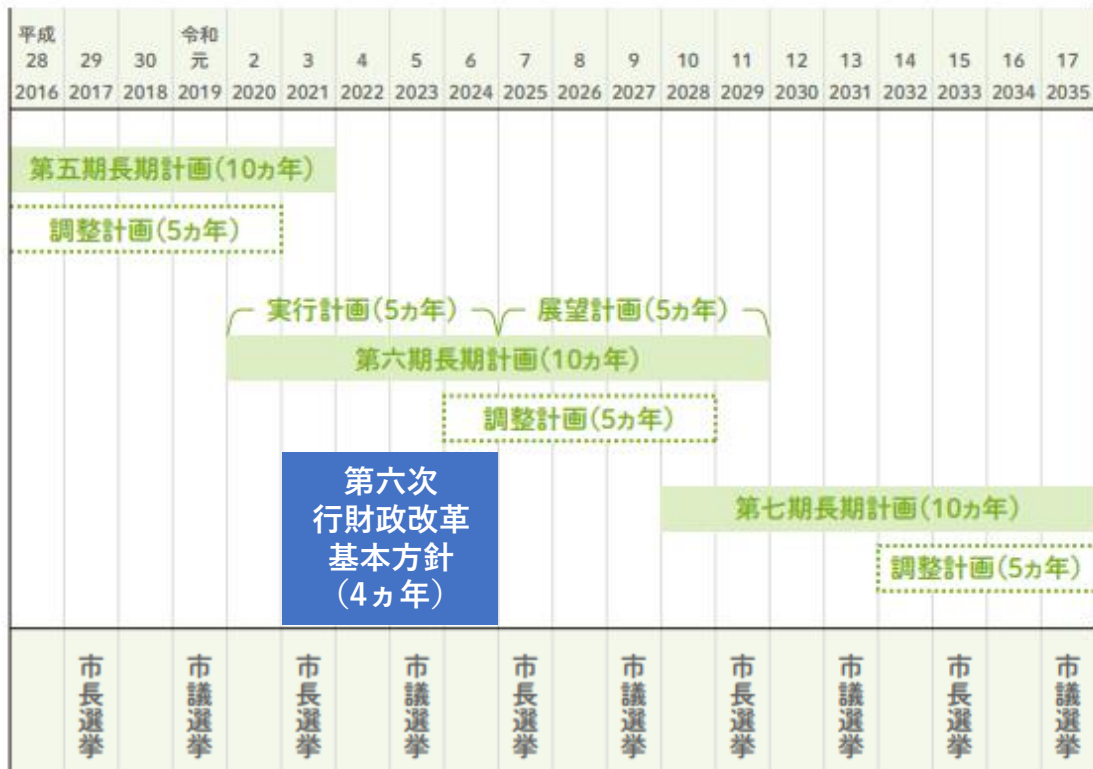
2. 基本方針の位置付け

第六期長期計画は、令和2年度から令和11年度を計画期間とし、市政運営の指針、市が目指すべき方向性や取り組むべき政策を定める市の最上位計画として策定された。

本基本方針は、拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用しながら、新たに制定された自治基本条例の原則の一つである「計画に基づく市政運営」に基づき、市の経営の根拠である第六期長期計画の施策の推進を下支えするとともに、それらの質を向上するための基本的な考え方と位置付ける。

3. 基本方針の期間

第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針の計画期間は、令和3年度から令和6年度の4年間とする。本市では、円滑な市政運営の継続のため、長期計画の計画期間の最後の一年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。このため、第六期長期計画の計画期間は令和2年度から令和11年度であるところ、第五期長期計画に基づく「第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」の計画終了年度が令和2年度であるため、今般、令和3年度に行財政改革を推進するための基本方針を改めるものである。



4. 本市の行財政改革の現状と課題

本市の経営根拠となる第六期長期計画を下支えする行財政改革を推進するためには、自治体経営に必要な多角的、網羅的な視点で現状と課題を整理する必要がある。

そこで、本市の行財政改革における現状と課題について、行政としての主要な経営資源である「人材」、「組織」、「財務」に関する視点はもとより、自治基本条例によるさらなる市民との協働を推進する観点から「地域」の視点、業務効率化や優先順位の高い業務への選択と集中という観点から「政策」の視点を加えて整理した。

(1) 各視点における現状と課題

① 地域の視点における現状と課題

公共サービスを担う主体は民間企業、NPO、市民団体、大学等様々で、主体の数の増加とともにその種類は多様化している。また、市民のニーズは複雑化・多様化し、必要とされる公共サービスはより拡大する傾向にある。他方、地域や市民生活に影響を及ぼす不測の事態に際し、公共的なセーフティネット機能の重要性が改めて浮き彫りとなった。今般、自治基本条例を制定したことも踏まえ、公共サービスの担い手のあり方に関して、行政は多様な主体との役割分担について、平常時・緊急時の両面を意識しながら見直していく必要がある。

また、本市の特色である市民参加について、行政として継続して取り組んでいるものの、参加する市民の固定化が進んでおり、市民参加の裾野の拡大が必要である。

② 組織の視点における現状と課題

これまで、職員定数適正化計画に基づいて職員定数を削減するなど、効率的な行政運営を推進してきた。一方で、新たに生じる市民ニーズについて、今後は限られた人的資源を最大限活用し、新しい業務のあり方の検討やその実現のための環境整備、またリスクマネジメントの仕組みを適切に組織へ定着させることなどにより、課題に的確かつ柔軟に対応できる組織への変革が求められている。

③ 人材の視点における現状と課題

これまで、超過勤務時間数の縮減、給与制度および人事評価制度の改善、臨時・非常勤職員制度のあり方などの種々の取組みを行ってきた。現在、官民間問わず人材の確保が困難となる中、これまで想定しえなかった高度で複雑な行政課題に対する適切な対応など、課題に対して的確かつ柔軟に対応できる人材の必要性はさらに高まっている。また、職員一人ひとりが経営的視点を意識し高い視座をもって業務を行えるような育成が必要である。

④ 財務の視点における現状と課題

本市の財政状況は当面堅調な見通しではあるものの、今後見込まれる生産年齢人口の減少は、直接歳入の減につながる可能性がある。また、新型コロナウイルス対策のための緊急財政出動など、予想外の事態による経営リスクの発生に対して財政的側面から弾力的に対応するための備えが必要である。他方、長期的には高齢者人口の増を背景とした社会保障費の増及び今後の都市基盤・公共施設の更新が控えている。持続可能な自治体経営を実現していくため、財政規律の維持、経常経費の節減、基金や市債の活用による持続的な財政運営を図りつつ、必要な投資を行っていく必要がある。

⑤ 政策の視点における現状と課題

行政に対する市民のニーズはより一層複雑化・多様化している。しかし、人的資源や財源は限られており、かつ確保は年々厳しさを増している。そこで、必要な施策の見極めや既存のサービス水準の見直しを行い、より優先度の高い施策に経営資源を配分していく必要がある。あわせて、ICT技術の活用による職員の生産性向上やさらなる業務効率化、また申請手続きの電子化や自動化による市民サービスにおける利便性のさらなる向上を進める必要がある。

(2) まとめ

自治体経営に必要な地域、組織、人材、財務、政策という5つの視点に基づき、これまでの行財政改革に係る取組みについての現状と課題について整理した。いずれも非常事態を契機として、行政として公共サービスの根幹であるセーフティネット機能の重要性を再認識したうえで、それぞれの視点で第五次基本方針から継続する課題、もしくは新たに発生した課題に対し適切に対応していく必要があるという点で共通している。

令和2年度を初年度とする第六期長期計画においては、今後の10年間を見通した武蔵野市の目指すべき姿や基本目標を定めているが、この計画策定時には想定されていなかった新型コロナウイルス感染症による大きな社会への影響が計画初年度から出ている。このような状況の中、第六期長期計画の実施を下支えする行財政改革基本方針の中で、今般の非常時から得た示唆を盛り込むことで、あらゆる状況の中でも長期計画で掲げられた各施策を着実に実施していく必要がある。

今般のコロナ禍において浮き彫りになったのは、補完性の原則に基づく自助・共助・公助の適切な役割分担によって展開されていた公共サービスにおいて、自助で賄える範囲がこれまで以上に狭まることが公共的な課題の増大へとつながり、共助や公助がこれを補完する必要性が増すという点である。さらに、コロナ禍においては、人と人との接触を避けるために共助の仕組みがうまく機能しないということも起こり、さらに公助の役割が増すという状況となった。今後の市政運営においては、自助・共助・公助の役割分担が非常時において変化することを踏まえたうえで、市民、市民団体、民間企業等、行政との関係性を再構築していく必要がある。

地域、市民と行政との関係性をとりわけ重視する本市において、これからの次なる行財政改革を展開していくうえでは、上記の整理や自治基本条例の制定などを踏まえ、今後より一層、地域と行政との有機的な連携による持続可能な自治体経営を深化していくという観点が不可欠である。

5. 行財政改革を推進するための基本方針

(1) 行財政改革の理念

これまでの課題整理を踏まえさらなる行財政改革を推進するため、以下の理念に基づいて方針を定める。

行財政改革の理念

「自治基本条例に基づく市民と行政との連携による希望と活力があふれる武蔵野市とするため、基礎自治体の根幹であるセーフティネット機能の重要性に立ち返りつつ、堅実な財政運営と未来への投資とを両立できる自治体運営を実行する」

第六期長期計画の計画初年度に新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける状況の中、今後の市政運営にあたっては、基礎自治体の根幹であるセーフティネット機能の重要性について、改めて強く意識する必要がある。

今後の自助・共助・公助のあり方として、非常時には自助の継続が難しくなる人が増えるため、助けを必要としている人をいかに正確に把握し、そこへの迅速なサービス展開をしていけるかが今まで以上に重要となる。そのために、市は平常時から一人でも多くの市民が自助で賄えるような取組みを支援・啓発していくとともに、非常時にその役割が増す共助の仕組みについても、さらなる促進が図れるような取組みを行っていく必要がある。そして、行政を中心としつつ多様な主体との連携・協働によっても公共的なセーフティネット機能が果たされるような公助の仕組みづくり、関係づくりを平常時から取り組んでいく必要がある。

これらを実践していくことを基本的な姿勢としつつ、第六期長期計画に掲げた目指すべき姿（誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち）や5つの基本目標※を実現するために、新たな価値を創出することを重視する未来志向（前向き）の視点で改革を推進する。

※第六期長期計画の基本目標…①多様性を認め合う支え合いのまちづくり、②未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり、③コミュニティを育む市民自治のまちづくり、④このまちにつながる誰もが住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり、⑤限りある資源を生かした持続可能なまちづくり

(2) 基本方針の体系

本市の経営状況と課題をふまえ、上記の理念に基づき、以下の5つの基本方針により行政運営を行うこととする。

① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築【地域】

- ①ーア. 自治基本条例に基づく自治の推進
- ①ーイ. 各分野における多様な主体との連携・協働の推進
- ①ーウ. 積極的な情報共有・情報発信とシビックプライド醸成

② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成【組織】

- ②ーア. 社会の変化、新たなニーズに柔軟かつ適切に対応できる組織づくり
- ②ーイ. 多様性を生かしたチャレンジしやすい組織風土の醸成

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】

- ③ーア. 多様な人材の確保・育成の強化
- ③ーイ. 多様な人材が活躍できる環境づくりと担い手の最適化

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】

- ④ーア. 限られた経営資源（人材、組織、財務）を最大限活用し、健全な財政運営を維持するための体制強化
- ④ーイ. 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築【政策】

- ⑤ーア. 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化
- ⑤ーイ. ICTや外部委託の活用を通じた業務効率化や市民サービスの向上

① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築【地域】

今般制定した自治基本条例における市民自治の基本原則に基づき、地域と行政との新たな関係性を築く取組みを推進する。その中で、行政が公共課題の多様化や量的拡大に対応しセーフティネット機能を確実に提供できるよう、各政策分野における担い手としての財政援助出資団体、市内の民間企業、大学、NPO、市民団体、市民等との役割分担を再構築し、さらなる連携・協働を図る。また、多様な手段により市政に関する情報共有を行うなど、市民と行政とのコミュニケーションの充実を図る。

①ーア. 自治基本条例に基づく自治の推進

自治基本条例は、市民自治及び市政運営の基本原則を明らかにしたものである。市民自治については「市民参加の原則」に基づき新たな市民参加のあり方を追求するとともに、市政運営については具体的なルールの制度化や体系化を実施する。

①ーイ. 各分野における多様な主体との連携・協働の推進

自治基本条例における「協働の原則」に基づき、各分野における行政課題を克服するための担い手又は公共サービスの担い手として、市内の民間企業や大学、NPO、市民団体、また官と民の中間に位置する財政援助出資団体との役割分担を構築し、連携・協働を図る。これにより、多様な主体のより活発な活動を促すとともに、公共サービスの質と量を担保する。

①ーウ. 積極的な情報共有・情報発信とシビックプライド醸成

技術の発展が著しいICT環境の変化をとらえ、多様な手段により市政情報を発信し、市民への情報共有を図る。加えて、より効率的かつ適切に市民の声を把握するための広聴機能の拡充と見直しを行うことで、市民と行政とのコミュニケーションの一層の充実を図る。これにより、シビックプライドのさらなる醸成を図り、市民の市政参加のさらなる促進へとつなげる。

② レジリエンス^{*}の向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成【組織】

不確実性が高まる社会情勢にあつて、行政としてあらゆる変化に対応できるよう、組織としてのレジリエンスの向上を図るとともに、未来につなげていくためのチャレンジしやすい組織風土を醸成する。

※レジリエンス…外的な衝撃にも、折れることなく、立ち直ることのできる「しなやかな強さ」のこと。「復元力」、「弾力性」、「再起性」などと訳される。

②ーア. 社会の変化、新たなニーズに柔軟かつ適切に対応できる組織づくり

緊急事態にも適切に対応できるよう、平時のリスク管理を含めた業務継続計画とその運用体制について全庁的な見直し、強化及び訓練を行い、組織全体への定着を図る。

また、限られた人員の中で最大効率を生み出すため、ICTの活用等により業務生産性を向上させることで余力を生み出し、複雑化・多様化するニーズ、突発的な事象に対して対応できる柔軟な組織づくりの源泉とする。また、管理職、係長職のマネジメント能力強化によるガバナンス向上を図るとともに、不注意などが原因で起こる誤りなどを組織的に防止する体制づくりをはじめとした多角的なリスクマネジメントについて、一層の充実と強化を図っていく。

②ーイ. 多様性を生かしたチャレンジしやすい組織風土の醸成

多様なバックグラウンドをもった人材を確保することや多様な主体とのかかわりを持つこと、業務や部署を越えたコミュニケーションの活性化を図ることで、新しい発想を生み出す環境を整える。こうした職員一人ひとりの現場で生まれる発想を尊重し、創意工夫によって市の魅力を高める契機とすることで、多様性を生かし失敗を恐れずチャレンジしやすい組織風土を醸成する。

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり【人材】

従来では想定しえなかった行政課題に対して的確に対応し、新たな価値を創出できる人材の確保・育成のための仕組みづくりを行う。また、職員が互いの多様性を認め合い、やりがいをもって働けるためのダイバーシティの取組み等を実践する。

③ーア. 多様な人材の確保・育成の強化

人口構成の変化などによって、地域の中で様々な活動を行っている人材が不足する中、子育て・福祉・教育などの各行政分野において、求められる人材を確保するための仕組みづくりを行う。

キャリア形成に資する有効な職場配置やエキスパートの専任分野拡大、人事・給与制度の適正化を推進する。また、「より高い経営意識が求められる行政運営」の担い手として、職員一人ひとりの強みを伸ばし活かせる人材育成や現場の課題を分析し、整理してわかりやすく伝える能力、民間企業、NPO、市民団体等の多様な主体との協働においても必要となる能力等を開発していく。

③ーイ. 多様な人材が活躍できる環境づくりと担い手の最適化

これまで以上に職員一人ひとりを多様な人材として捉え、すべての職員が仕事と生活を両立できる環境を整えることで、組織を活性化させる。それを実現するため、多様性を認め合い生かしていくダイバーシティの取組みや柔軟な働き方を推進するとともに、ワーク・ライフ・マネジメントの実践を支援する。また、限られた人員の中で行政課題に対応していくために、会計年度任用職員をはじめとした非常勤職員の各制度を柔軟に活用するなど、業務の担い手の最適化を検討する。

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営【財務】

自治体として市民のために必要な投資を行っていくためには、財政規律の維持を図りながら持続的な財政運営を図ることが肝要である。そのために、事務事業の見直しによる経常経費の節減や公共施設等の再構築における財政負担の平準化などに取り組むとともに、市税等収納率の維持・向上や武蔵野市ふるさと応援寄附の活用などによりさらなる歳入確保を図る。

④ーア. 限られた経営資源（人材、組織、財務）を最大限活用し、健全な財政運営を維持するための体制強化

歳入増加、歳出削減のためのあらゆる方策を検討し、可能なものから積極的に実行する。その中で、事務事業や施策の必要性を検証し縮小や廃止も含めた見直しの仕組み構築を検討し実施する。これにより、経営資源の精査を図り健全な財政運営を維持するための体制を強化する。また、市の基金については、災害時においては緊急対策等を実施するために必要な短期的な取り崩しを機動的に行いつつ、持続可能な自治体運営のために、長期的な視点から

堅実に積み立てていくことを基本とし、その両者のバランスを考慮した運用に努めることとする。

④ーイ．公共施設等の再構築と市有地の有効活用

公共施設等総合管理計画の推進による公共施設の再整備、最適化を図ることで、財政負担の軽減・平準化を行う。また、市有地については活用状況に応じて利活用方針を見直し、民間事業者との連携や一時貸付によるまちの魅力向上、活用が見込めない土地の売却による歳入確保を検討する。

⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築【政策】

市民生活の根幹を支える基礎自治体として、セーフティネット関連事業など優先度の高い事業の確実な実施や既存事業の費用対効果の向上のため、P D C Aサイクルの実効性改善により「選択と集中」や事業の質の向上を進める。また、I C T技術や民間活力の活用等を通じた業務効率化を行うことにより、必要な施策を高品質で効率的に実行する体制を構築する。

⑤ーア．政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化

この10年間における約1万人の人口増により市民サービスが量的に増大している中、サービスの質的な維持・向上を図るため、長期計画や各個別計画に基づく政策のP D C Aサイクルの強化、評価体制の整備と予算編成、執行、検証との連動を図り、「選択と集中」を実行できる体制を構築する。また、複雑化・多様化する市民ニーズをとらえ、サービス水準やサービスのあり方・実施方法を見直すとともに、施設等の利用状況に応じて市民と市民以外へのサービス提供のあり方についても検討し、継続的に既存事業の改善を進めることで全体最適化を図る。

⑤ーイ．I C Tや外部委託の活用等を通じた業務効率化や市民サービスの向上

A IやR P Aなど、新たなI C T技術の積極的な活用により、行政が担う業務の効率化とサービスの質の向上を図る。また、申請・手続きの電子化と自動化の検討を進める。その他必要に応じ、品質の担保を前提とした外部委託等の活用も視野に入れ、従来の業務改善の取組みとあわせて、さらなる業務効率化と公共サービスの質の向上を両立させる。

武蔵野市行財政改革アクションプラン

(令和3～6年度)

中間のまとめ

第六次行財政改革アクションプラン実施事業一覧（目次）

	事業名	担当課	頁
① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築			
①ーア 自治基本条例に基づく自治の推進			
	自治基本条例に基づく市政運営のルールの制度化・体系化	企画調整課	20
	市民参加のあり方の追求	企画調整課、各課	20
	平和施策の推進	市民活動推進課	21
①ーイ 各分野における多様な主体との連携・協働の推進			
	自治体間の政策連携の推進	企画調整課、各課	22
	財政援助出資団体の統合・自立化と経営改革等の支援	企画調整課、各課	22
	指定管理者制度の効果的運用の検討	企画調整課	23
	（公財）武蔵野市福祉公社と（社福）武蔵野市民社会福祉協議会の統合に向けた事業連携の推進	地域支援課、高齢者支援課	24
	（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団の統合の支援	市民活動推進課、生涯学習スポーツ課	24
	在宅医療・介護連携推進事業の新たな取組み	地域支援課	25
	多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	子ども政策課	26
	まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	子ども政策課	26
	地域・保護者と学校の協働体制の構築	指導課	26
	自助・共助による災害予防対策の推進	防災課	27
	関係機関との連携による応急対応力の強化	防災課、多文化共生・交流課、健康課	28
	コミュニティ活動の推進と多様な主体による協働の創出	市民活動推進課	28
	中間支援組織との連携による市民活動支援	市民活動推進課、地域支援課、生涯学習スポーツ課	29
	パートナーシップ制度導入検討及び「第四次男女平等推進計画」の推進	市民活動推進課	30
	コンテンツを活かした事業連携の推進及びクリエイティブ産業の実態把握	産業振興課	30
	むさしの Eco re ゾートを中心とした環境啓発の推進	環境政策課	31

	エリアマネジメント活動の支援策の検討と展開	まちづくり推進課	32
	市民との協働による道路管理の推進	道路管理課	33
	住宅困窮世帯（者）に対する公と民の連携支援の推進	住宅対策課、高齢者支援課、障害者福祉課	33
①ーウ 積極的な情報共有・情報発信とシビックプライド醸成			
	総合的な市政情報提供の推進	秘書広報課、各課	34
	市民に分かりやすい財政状況の公表	財政課	34
	市職員の人件費の見える化	人事課、企画調整課	35
	広聴の充実及び広聴と広報の連携の推進	市民活動推進課、秘書広報課、各課	35
	シティプロモーションの推進	秘書広報課、企画調整課、各課	36
	武蔵野市ふるさと応援寄附を活用した市の魅力発信及び地域の産業振興	産業振興課	37
② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成			
②ーア 社会の変化、新たなニーズに柔軟かつ適切に対応できる組織づくり			
	様々なリスクに備えた体制の強化	総務課、人事課	38
	業務継続計画（BCP）の点検・見直し及び受援計画の策定	総務課、人事課、防災課	38
	情報セキュリティ対策の強化	情報管理課	39
	組織のあり方の検討	企画調整課	39
	職員定数適正化計画の実施	人事課	40
②ーイ 多様性を生かしたチャレンジしやすい組織風土の醸成			
	個々の適性を生かす人事制度の構築	人事課	40
	活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成	人事課、総務課、情報管理課	41
③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり			
③ーア 多様な人材の確保・育成の強化			
	一般技術職・専門職の確保と体系的な人材育成	人事課、総務課	42
	多様な人材の確保と育成	人事課	42
	高齢者や障害者本人とその家族を支える人材の確保・育成	地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課	43
	保育人材等の確保・育成	子ども育成課、子ども家庭支援センター	44
	次世代の地域の担い手の育成	児童青少年課	45

	学童クラブ支援員の人材確保・育成	児童青少年課	46
	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	指導課	46
③ーイ 多様な人材が活躍できる環境づくりと担い手の最適化			
	職員の人事評価の活用	人事課	47
	職務・職責に応じた人事・給与制度の推進	人事課	47
	心身ともに健康で、多様かつ柔軟な働き方を支援する制度の検討	人事課	48
	超過勤務時間縮減に向けた取組みと年次有給休暇等の取得促進	人事課	48
④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営			
④ーア 限られた経営資源（人材、組織、財務）を最大限活用し、健全な財政運営を維持するための体制強化			
	事務事業見直しの仕組みの構築と推進	企画調整課、各課	50
	入札及び契約制度適正化の更なる推進	管財課	50
	広告収入等の拡大に関する検討	財政課、秘書広報課	51
	適正な受益と負担の検討	財政課	51
	国民健康保険財政健全化計画の実施	保険年金課	52
	都営水道一元化の推進	水道部総務課	52
④ーイ 公共施設等の再構築と市有地の有効活用			
	公共施設等総合管理計画の推進	資産活用課、各課	53
	既存公共施設の計画的な保全・改修の推進	施設課	54
	未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針の見直し及び市有地の有効活用	資産活用課	54
	複合的なニーズに対応する新しい施設整備の推進	高齢者支援課	55
	イーストエリアの市有地を活かした沿道まちづくり	吉祥寺まちづくり事務所、企画調整課、資産活用課、市民活動推進課、交通企画課	55
	吉祥寺東町一丁目市有地利活用	資産活用課	56
	体育施設の計画的な整備・更新	生涯学習スポーツ課	57
	公共施設における効率的なエネルギー活用の推進	環境政策課	58
	公園緑地の整備・リニューアルと魅力を高める利活用	緑のまち推進課	58
	道路総合管理計画に基づく道路管理の推進	道路管理課、交通企画課	59

	橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょう管理の推進	道路管理課、交通企画課	59
	L E D街路灯整備計画の推進	道路管理課	60
	都市計画道路及び区画道路の見直し	まちづくり推進課	60
⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築			
⑤ーア 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化			
	行政評価制度の再構築	企画調整課	62
	制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討	障害者福祉課	62
	武蔵野市・友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」の運営とあり方の見直し	産業振興課、多文化共生・交流課	63
	海外都市交流のあり方の検討	多文化共生・交流課	63
	集団回収の見直し	ごみ総合対策課	64
	自転車駐車場の整備と既存自転車駐車場の有効活用の推進	交通企画課	65
⑤ーイ I C Tや外部委託の活用を通じた業務効率化や市民サービスの向上			
	I C Tを利用した市民サービスの拡大	情報管理課、総務課、各課	66
	先端技術等を活用した業務効率化の推進と人材の有効活用	総務課、情報管理課	67
	文書電子化の推進と電子決裁の導入の検討	総務課、情報管理課	67
	自治体クラウド導入に関する検討	情報管理課	68
	I C T機器を活用した教育の推進	指導課	69
	民間活用及び広域化・共同化の検討	下水道課	69

① 自治の基本原則に基づく地域と行政との新たな関係性構築

①ーア 自治基本条例に基づく自治の推進

事業名	自治基本条例に基づく市政運営のルール制度化・体系化			
担当課	企画調整課			
課題・目的	<p>これまで本市が培ってきた市民参加や市民自治の歴史・原則を将来にわたって継承していくために市政運営の基本的ルールを明文化するとともに、市民自治のさらなる推進を図るため、令和2年4月1日に武蔵野市自治基本条例が施行された。</p> <p>本条例において、市民自治の推進を目的とした「住民投票制度」は、別に条例で定めると規定されており、本条例の理念に基づいた「武蔵野市の自治」に相応しい住民投票制度の条例化を検討する必要がある。</p>			
取組事項	<p>武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会での議論を踏まえ、武蔵野市自治基本条例の理念に基づき、国や他自治体の住民投票制度を研究しながら、本市における住民投票の制度化を図る。また、令和2年度に設置する庁内検討委員会での議論及びパブリックコメント等による市民意見等を踏まえたうえで、武蔵野市住民投票条例（仮称）の制定に向けた検討を進め、令和4年度中の施行を目指す。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	条例案の検討 パブリックコメント、意見交換会の実施状況集約 ・公表 条例の制定	条例の施行	→	→

事業名	市民参加のあり方の追求
担当課	企画調整課、各課
課題・目的	<p>本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、活発な市民参加と協働の取組みにより支えられてきたが、参加する市民の固定化に伴い、市民参加の裾野の拡大が課題となっている。高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る必要がある。</p>
取組事項	<p>各種計画・実施から評価の段階まで、市政への市民参加の拡充に向けて、若年層をはじめとするサイレントマジョリティの参加促進や市民同士の討議の場づ</p>

	<p>くりなど、社会環境の変化を踏まえつつ、市民参加のあり方を検討し、より多様な参加の機会を整備する。</p> <p>特にまちの将来の担い手として期待される若者世代に対しては、市への愛着を高める効果も重視し、横断的な施策展開を検討する。</p> <p>第六期長期計画・調整計画策定においては、第六期長期計画における市民参加手法を振り返り、計画策定に関わった市民の意見等も参考にして、より効果的な市民参加手法を実現する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	検討	実施	→	→

事業名	平和施策の推進			
担当課	市民活動推進課			
課題・目的	<p>令和2年度に戦後75年を迎え、戦争体験者が高齢化していき、戦争の惨禍を語り継いでいくことが今後ますます困難となる中、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承していくため、平和施策のあり方について新たな展開を検討していく必要がある。</p> <p>第六期長期計画から分野名に「平和」が加えられ「平和・文化・市民生活」となり、市として「平和」をより重要な施策と位置付けたことから、平和に関する施策（講演会や各種啓発イベント、交流等）をより積極的に推進し、引き続き市民の平和に関する意識の喚起を図る。</p>			
取組事項	<p>航空機のエンジン工場である中島飛行機武蔵製作所が市内に所在した歴史や、工場を目標とした空襲など、市民が経験した貴重な戦争体験の伝承を図るため、「平和と多文化共生社会の実現に向けた懇談会（仮称）」において、今後の平和施策のあり方の検討を行う。</p> <p>また、これまで非核都市宣言平和事業実行委員会と共催で実施してきた平和啓発事業を継続するとともに、定期的に青少年平和交流派遣事業を実施する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	平和・多文化共生施策に関する調査項目の検討	<p>平和・多文化共生施策に関する基礎調査</p> <p>平和と多文化共生社会の実現に向けた懇談会（仮称）の設置</p>	<p>平和と多文化共生社会の実現に向けた懇談会（仮称）での検討</p> <p>懇談会（仮称）の報告を踏まえた事業の検討</p>	<p>懇談会（仮称）の報告を踏まえた事業の実施</p>

	平和啓発事業 の実施 青少年平和交流 派遣事業	平和啓発事業 の実施	→	→
--	----------------------------------	---------------	---	---

①ーイ 各分野における多様な主体との連携・協働の推進

事業名	自治体間の政策連携の推進			
担当課	企画調整課、各課			
課題・目的	<p>市民の生活圏は居住地の行政区域内にとどまるものではなく、市民ニーズや行政サービスの効率性・安定性の観点から広域的な連携を進展させる必要がある。</p> <p>また、自然災害等の緊急事態に直面した際には、単独の自治体のみでの対応は困難であり、近隣自治体や友好都市など他自治体の協力を求めることが必要となる。</p>			
取組事項	<p>地域全体で効率的・効果的に必要なサービスを提供できる仕組みを構築するため、近隣自治体間で事例の研究や様々な知識の吸収と総合的かつ実践的な能力の向上を図るとともに、職員間の交流を通じて自治体間の連携・協働の推進を図る。</p> <p>また、災害時対応、観光・産業振興、外国人支援等、新たな時代に求められる連携方法を踏まえながら、近隣自治体や友好都市等との連携を推進する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	財政援助出資団体の統合・自立化と経営改革等の支援			
担当課	企画調整課、各課			
課題・目的	<p>本市の財政援助出資団体は、様々な分野の公共サービスを担い、民間企業で行うことが困難なサービスや質の高いサービス提供等を行い、一定の成果を挙げている。一方で、その重要性が年々高まるに連れて、市からの委託業務及び委託費が増加している状況にあり、サービス水準の向上を図りつつ、より効率的・効果的な団体運営を求めていく必要がある。</p> <p>また、各団体の役割や状況に応じた形での自立化や経営改革等を支援しながら、公正・適正な運営がなされているか、あるいは健全な経営がなされているかなど、適切な評価と指導監督を行うとともに、連携・協働を進めていく必要がある。</p>			

取組事項	<p>(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合を支援するとともに、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の将来的な統合に向けた準備と連携について支援する。</p> <p>また、財政援助出資団体経営懇談会や副市長によるヒアリングにおいて、各団体の実情や課題等を把握するとともに、市の政策の方向性を共有し、その実現に向けて各団体とどのような連携ができるのかを確認したうえで、適切な指導監督及び支援を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施	→	→	→

事業名	指定管理者制度の効果的運用の検討			
担当課	企画調整課			
課題・目的	<p>平成30年度に指定管理者制度に関する基本方針を改定し、令和2年度から6年度までの方針を決定した。前期(平成26年度)の基本方針改定の際に見送られた指定管理者制度の公募制導入については、今後の各施設の再整備方針の方向性を踏まえたうえでサービス要求水準の設定を行う必要があることや、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合を円滑に進める必要があることなどから、今期(平成30年度)の改定において見送られた。これらの方向性を踏まえたうえで、次期基本方針改定に向けた公募制導入について検討を行う必要がある。</p> <p>また、各施設の運営状況等を評価するモニタリング評価について、施設の規模や特性にかかわらず、同じ評価項目で評価を行っている点が課題であり、より一層の市民サービス向上を図るため、また、今後の公募制導入を踏まえ、より適切な評価を行う必要がある。</p>			
取組事項	<p>次期基本方針の改定に向け、公募制導入の課題等を整理し、公募及び非公募とする施設を整理した方向性を定めたうえで、令和5年度に基本方針の改定を行う。</p> <p>また、施設特性に応じたモニタリング項目の検討や評価方法の拡充等を検討し、モニタリング評価指針等の改定を行ったうえで、新たな評価基準に基づいた指定管理者への評価及び指導監督を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	次期基本方針案の検討 公募のガイドライン検討	次期基本方針案の検討	次期基本方針の改定及び公募選定の実施	次期指定管理者の指定

	新基準によるモニタリング調査の実施	新基準によるモニタリング調査及び評価の実施	→	→
--	-------------------	-----------------------	---	---

事業名	(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合に向けた事業連携の推進			
担当課	地域支援課、高齢者支援課			
課題・目的	<p>少子高齢化が進む中、市民がいつまでも武蔵野市で暮らし続けることを目的に、自助・共助・公助による“まちぐるみの支え合い”を推進していくため、市民への福祉サービスを行う(公財)武蔵野市福祉公社と、市民の共助の調整を行う(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合の準備を進める必要がある。</p> <p>武蔵野市財政援助出資団体あり方検討委員会報告書(平成26年)において、中長期的には統合の方向性が示されたが、福祉公社に遺贈された多大な寄付を適切に取り扱う必要があるため、統合には一定の期間が必要とされている。</p>			
取組事項	平成29年度に設置した、「福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会」を毎年度開催している。両団体の役割を明確化し、統合にあたっての課題を整理したうえで、具体的な統合手法を検討するとともに、統合後の組織のあるべき姿についての議論を深めていく。また、両団体間の人事交流など、具体的な連携を進める方策を検討し、実施する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	連携事業の推進 統合準備の検討	→	→	→

事業名	(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合の支援			
担当課	市民活動推進課、生涯学習スポーツ課			
課題・目的	<p>人生100年時代と言われる現代社会において、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の活動が、市民にとっての文化の享受と発信に寄与することがますます期待される。両事業団の持つ資源を有機的に結びつけた効果的な事業展開を進めるとともに、さらなる文化の発展を図るため、両事業団の統合に向けた取組みを支援する。</p>			
取組事項	<p>令和2年度に引き続き、両事業団による合併準備会において、「総務・管理」、「例規・要綱」、「広報」、「情報基盤・施設予約システム」、「人事管理システム」、「経理」についての統合に向けた具体的な準備作業を行う。特に、合併により、両事業団が管理・運営している公共施設や事業が、より市民にとって利用しやすいものとなるよう、文化・スポーツ・生涯学習ネット(施設予約システム)や事</p>			

	業団ホームページの改修を行う。 市は、両事業団の合併に向けた準備が滞ることなく、かつ効率的・効果的になされるよう、全体の進行管理を行いつつ、必要な支援を行っていく。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	合併のための具体的準備、合併契約、新団体の公益認定申請	新公益財団による事業開始 新団体によるサービス展開	→	→

事業名	在宅医療・介護連携推進事業の新たな取り組み			
担当課	地域支援課			
課題・目的	<p>在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との連携を推進することを目的としている。武蔵野市では、これまでの8事業を基に、最近の動向、地域の実情を踏まえて、取り組み内容の充実を図ることとしている。</p> <p>地域における医療・介護連携の課題は、高齢者や介護保険利用者だけでなく、小児や障害者の支援にも共通した課題となっている。</p> <p>行政組織内においても、日ごろから医療や介護、健康づくり、障害者福祉部門等とデータや情報の共有を行い、庁内連携を進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>国の定める8事業の項目を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な取り組みや、PDCAサイクルに沿った取り組みを進める。</p> <p>在宅医療・介護連携は、平成30年度から実施している「第3期武蔵野市健康福祉総合計画」、その個別計画の地域福祉計画、第4期健康推進計画・食育推進計画、令和3年度から始まる高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、障害者計画・第6期障害福祉計画の共通した課題の一つであるため、今後の方向性について各々の計画策定時に実施内容を検討する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	第3期健康福祉総合計画に基づく実施	→	第3期健康福祉総合計画に基づく実施と評価 次期計画策定における検討	第4期健康福祉総合計画に基づく実施

事業名	多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化			
担当課	子ども政策課			
課題・目的	多様化・複雑化する子育て支援ニーズ及び子育ての負担感の増大等により、地域における子育て支援のニーズはより高まっている。また、地域に支えられているという安心感を持って子育てを行うためには、地域の力を活用した子育て支援が必要なため、多様な子育て支援の主体の役割を明確化するとともに、市全体でより効果的に子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくりが必要である。			
取組事項	<p>地域の子育て支援の核となる利用者支援事業の3駅圏での展開及び子育て支援アドバイザーの活用により、地域子育て支援拠点施設や子育て支援団体等との連携を強化し、柔軟かつきめ細かな市全体のネットワークづくりを進める。</p> <p>桜堤児童館において利用者支援事業を開始するとともに、地域子育て支援拠点施設の新規開設に向けて検討を行う。引き続き、3駅圏ごとのネットワークを強化するとともに地域の子育て支援団体の活動支援や育成を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用者支援事業 3駅圏での実施	地域子育て支援拠点施設の新規開設	→	→

事業名	まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進			
担当課	子ども政策課			
課題・目的	子育て家庭が、地域で安心して子育てをするため、あらゆる場所で、子ども・子育てに温かい眼差しを向けられるようなまちづくりをさらに進める必要がある。			
取組事項	吉祥寺駅周辺の商業施設等に貸出し用のベビーカーを設置するベビーカー貸出しサービス「ベビ吉」や、妊娠中に専門職による「ゆりかごむさしの面接」を受けた市民に、市内加盟店等で利用可能な商品券を配付する「子ども・子育て応援券」など、企業や店舗等とともに子どもと子育てを応援する事業について、協力事業者の増など、随時、拡充を図る。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業拡充の 検討・実施	→	→	→

事業名	地域・保護者と学校の協働体制の構築			
担当課	指導課			
課題・目的	現在の学校、家庭、地域をめぐる課題を踏まえたうえで、子どもの豊かな成長を支えるために、学校運営における学校、保護者、地域住民の連携・協働を推進する必要がある。			

	本市では、開かれた学校づくり協議会の設置や、地域コーディネーターの配置により地域と学校の連携・協働を推進しているが、一方で、本市における地域・保護者と学校の協働体制について、あり方を検討する必要がある。			
取組事項	開かれた学校づくり協議会を発展させるなど、より主体的に協議できる体制づくりについて検討する。 教育活動を支える地域コーディネーターやPTA等の負担を軽減し、持続可能な活動とするため、地域と学校が子どもに対して、どのような資質・能力を育むのかという目標を共有して連携・協働する体制へ発展させるための検討を行う。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	検討委員会設置・実施	検討委員会実施	モデル地区設置	試行

事業名	自助・共助による災害予防対策の推進			
担当課	防災課			
課題・目的	<p>災害予防においては国や都、他の関係機関との連携体制の構築など、公助として公が果たす役割は大きい。しかしながら、災害による被害を最小限に抑えるためには、地域全体の総力を結集して対応する必要があり、自助・共助による日常からの備えが不可欠である。地震や火災から市民を守るために、様々な啓発活動、支援を行う必要がある。</p> <p>自宅が安全ならば「在宅での避難生活」（在宅避難）が原則であることを基本とし、家具転倒防止器具や住宅用火災警報器、感震ブレーカー、消火器の設置や、被災後の生活のための家庭での食料や飲料水、携帯トイレといった家庭内備蓄、帰宅困難時の備え、避難先の確保等を推進するとともに、市民防災力の強化として、マンション管理組合を中心とした新規の自主防災組織の設立を促す。</p> <p>共助・公助の連携についても、避難所運営組織への活動支援や位置付けの明確化を図っていく。</p>			
取組事項	在宅避難の周知について、令和2年度からの継続事業として行っていく。また、地区担当制による既存の自主防災組織の活動支援も引き続き行う。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	自主防災組織支援 武蔵野市避難行動周知（毎年継続）	→	マンション管理組合等への自主防災組織設立の働きかけ 武蔵野市避難行動周知	→

事業名	関係機関との連携による応急対応力の強化				
担当課	防災課、多文化共生・交流課、健康課				
課題・目的	<p>災害発生直後の人的被害を軽減するため、災害時医療体制の強化を行う必要がある。また、災害時における来街者の安全対策をあわせて推進する必要がある。</p> <p>協定締結や訓練実施を通じ、東京都や近隣自治体、市内の諸団体など多様な主体との連携を強化し、災害発生後に、他地域から多く寄せられる支援を効率的・効果的に受け入れる体制を整備するための計画を策定する。</p>				
取組事項	<p>災害時医療体制については、市医師会等や健康課とも連携し、緊急医療救護所のマニュアルを作成する。</p> <p>帰宅困難者対策については、訓練を通じてコロナ禍における関係機関との手順の確認を行う。</p> <p>様々な団体と協定を締結し、その関係性を維持していくとともに、近隣自治体との連携強化を図る。また、受援については、物資と人的の2面があり、物資のマニュアルを令和3年度に策定するとともに、人的な受け入れについても庁内で体制を構築していく。</p>				
年次計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	災害時医療体制の構築	素案作成	訓練実施	マニュアル修正 訓練実施	→
	帰宅困難者対策訓練	訓練実施	→	→	→
	協定締結	関係機関との 情報共有	→	→	→
	物資供給マニュアル策定	マニュアル策定	本格運用	→	→

事業名	コミュニティ活動の推進と多様な主体による協働の創出				
担当課	市民活動推進課				
課題・目的	<p>地域における公共的な課題の多様化・複雑化が進み、地域の力による支え合いや参加・協働の取組みが不可欠になっている。様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合って取り組むことが重要である。そのためには、これまで地域のコミュニティづくりを中心的に担ってきたコミュニティ協議会において、人材の確保・育成と活動の活性化が必要である。</p> <p>また、コミュニティセンターの老朽化が進む中、安全性を確保しながら、多世代が集う場所としての機能をより充実させ、一層の活用を図る必要がある。</p>				

取組事項	<p>「これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言やコミュニティ評価委員会の報告等を踏まえ、コミュニティ協議会のコミュニティづくりの活動を側面的に支援する。また、多様な人々の話し合いの場である「地域フォーラム」の開催を支援するとともに、地域への情報提供を積極的に行う。さらに、市民が地域課題に関心を持ち、協働して取り組むために必要となる学びの機会について、市民とともに検討し創出していく。</p> <p>公共施設等総合管理計画に基づくコミュニティセンターの類型別施設整備計画を策定し、計画的な保全・改修を進めるとともに、エレベーター未設置のコミュニティセンターへの対応などバリアフリー化を含めた利便性の向上について検討し、取組みを進める。</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	地域フォーラム支援・学びの機会検討 類型別施設整備計画の策定	地域フォーラム支援・学びの機会創出 施設保全・改修	→	→

事業名	中間支援組織との連携による市民活動支援			
担当課	市民活動推進課、地域支援課、生涯学習スポーツ課			
課題・目的	<p>本市の市民活動支援施策は、主に市民活動推進課が市民活動促進基本計画の策定と進捗管理を担い、教育部所管の武蔵野プレイスが啓発・情報発信等の具体的な事業全般を担っている。また、武蔵野市民社会福祉協議会（ボランティアセンター武蔵野）が、ボランティア活動の促進等の事業を担っている。</p> <p>各々の所管部署が異なるため、相互に適切に連携し、目的・課題を共有しながら、より効果的な市民活動支援施策を推進していく必要がある。</p>			
取組事項	<p>施策・事業の企画及び実施にあたり市民活動推進課、武蔵野プレイス、武蔵野市民社会福祉協議会の三者で定期的に連携会議を開き、連絡・調整を適切に行う。</p> <p>また、次期市民活動促進基本計画の策定において、相互のより効果的な連携の体制・手法について検討する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民活動促進基本計画の改定、相互連携による事業企画及び実施	相互連携による事業企画及び実施	→	→

事業名	パートナーシップ制度導入検討及び「第四次男女平等推進計画」の推進			
担当課	市民活動推進課			
課題・目的	<p>第六期長期計画に「多様性を認め合う社会の構築」を掲げ、パートナーシップ制度の導入も含め、当事者にとって望ましい支援について検討を行っている。パートナーシップ制度導入検討にあたっては、制度がより効果的に社会に受け入れられ、実行性を持つものとなるよう、地域社会の多様な主体と連携し、多様性を認め合い尊重し合う社会の構築を図ることが求められている。</p> <p>また、全ての人が互いに人権を尊重し、性別等に関わりなく、その個性と能力を生かせる環境を構築するにあたっては、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき策定された「第四次男女平等推進計画」を着実に進めることが重要となっている。男女平等推進センターを推進拠点として、市民活動団体、市内事業者等と協働し、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる環境整備に努めていくことが必要である。</p>			
取組事項	<p>パートナーシップ制度導入検討にあたっては、男女平等推進審議会の答申を踏まえ、効果的に社会に受け入れられ、当事者にとって望ましい支援となるよう検討を進める。また、啓発のための分かりやすい広報についても研究を進める。多様性を認め合い尊重する社会の構築へ向けた意識・啓発のため、市、市民、事業者等への理解促進を図り、協働・連携を求めていく。</p> <p>男女平等社会の実現にあたっては、男女平等推進センターを推進拠点として、市民活動団体等と協働し、各種講座等の開催、女性総合相談やにじいろ電話相談等の相談事業の実施、情報誌「まなこ」の発行や図書貸出等の情報提供を行い、「第四次男女平等推進計画」の確実な推進を図る。</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	パートナーシップ制度答申を踏まえた導入検討 各種相談、情報提供、啓発活動等	→	→	→

事業名	コンテンツを活かした事業連携の推進及びクリエイティブ産業の実態把握			
担当課	産業振興課			
課題・目的	<p>取り巻く環境が時代とともに変化する中で、本市が選ばれるまちであり続けるため、本市の特徴を生かした魅力の発信や地域の産業振興を図る必要がある。</p> <p>そのために、映画・音楽・アニメーション・漫画等、コンテンツに関わる事業者が活発に活動する本市の特徴を生かし、異なる分野の事業者等と連携することで、新しいビジネスチャンスやまちの魅力の創造、発見につなげることができる</p>			

	<p>仕組みを構築する必要がある。</p> <p>また、本市の強みや魅力の向上に生かしていくため、コンテンツ事業者を含む、デザイン、建築、菓子製造、編集などの様々なクリエイターについて、その実態を把握し、様々な可能性のあるクリエイティブ産業の振興を図る必要がある。</p>			
取組事項	<p>様々なコンテンツに関わる事業者との連携を図るため、コンテンツ事業者等連絡協議会（仮称）を設立し、新たなビジネスチャンスやまちの魅力の創造、発信につながる仕組みを構築する。また、同協議会の設立に向け、市内の実態調査や研究等を実施するとともに、庁内ワーキングチームを設置し、コンテンツ事業者を含む様々なクリエイターについて、広く情報を収集していく。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	各種調査研究の実施	協議会（仮称）設立準備	協議会設立	連携プラットフォームの構築・自走化推進
	事業連携パイロット事業の検討及び推進	→	各種連携事業の支援及び推進	→
	庁内ワーキングによる検討	クリエイティブ産業に関する研究	クリエイティブ産業の振興施策検討	→

事業名	むさしのエコreゾートを中心とした環境啓発の推進
担当課	環境政策課
課題・目的	<p>温室効果ガスの増加により、地球温暖化が進行し、近年ゲリラ豪雨や熱波・巨大台風などの気候危機をもたらしている。</p> <p>持続可能な社会の実現に向け、市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境負荷軽減に向けたライフスタイルへと変容する必要がある。</p>
取組事項	<p>むさしのエコreゾートでは、様々な環境についての情報発信や、多様な主体が共に考え、学び合い、体験できる場、環境を整備していく。</p> <p>具体的には、環境の学校や環境フェスタなどの講座やイベント等により、学びやきっかけの機会を提供するとともに、環境市民団体等の環境啓発活動を継続的に支援していく。</p> <p>また、新しい生活様式に適応した暮らし方が定着していく中で、環境に配慮した行動をさらに進められるように、市民や市民団体、企業、関係機関等と連携し、より効果的な啓発手法を検討しながら、市全域へと取組みを広げていく。</p>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	感染症対策を実施した適切な館の運営 WEB等を活用した情報発信の強化	多様な主体への継続的な活動支援	→	多様な主体が実施する環境啓発事業のアウトリーチ化の検討

事業名	エリアマネジメント活動の支援策の検討と展開			
担当課	まちづくり推進課			
課題・目的	<p>本市には吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅があり、それぞれの駅周辺には培ってきた文化、緑の空間を含む良好な都市景観等があり、魅力的なまちが形成されている。今後も、各駅周辺で積み重ねてきた風土や文化、活動を大切にしつつ、市民や市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の始動を支援し、地域特性を生かしたまちづくりを進める。また、市民等による自発的・自立的なエリアマネジメント活動の展開を支援し、公共空間の社会的で文化的な価値を創出していく。</p> <p>そのためには、地域特性に応じた成熟したまちにおける魅力あるまちづくりを進めていくため、地域が積み重ねてきた風土や文化、活動を捉え、互いの意思や想いを共有するための地域のビジョンを描き、土地利用や活用に関するまちづくりのルールを定めていくことが必要である。</p> <p>また、心地よい都市空間には、通りや建物だけでなく、その場所を使う人々の多様な活動が必要である。</p>			
取組事項	<p>市民、市民活動団体、事業者等の様々な主体による対話とまちづくり活動の始動を支援することで、地域特性を生かしたまちのビジョンの共有とまちづくりのルールの策定に向け検討を進める。</p> <p>また、社会実験の実施により街路や公開空地等パブリックスペースの利活用を促進するなど、市民等による自発的・自立的なエリアマネジメント活動の展開の支援について検討、実施する。</p> <p>まちづくりを支援する制度については、武蔵野市まちづくり条例に基づく支援について検討するとともに、令和2年度に都市再生推進法人に指定を検討する武蔵野市開発公社によるまちづくり支援業務の充実等を促進する。</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	エリアマネジメント活動支援等の検討	エリアマネジメント活動支援等の検討	→	→

	社会実験の実施	社会実験の実施 ルール化の検討		
--	---------	--------------------	--	--

事業名	市民との協働による道路管理の推進			
担当課	道路管理課			
課題・目的	<p>平成 30 年 3 月に策定した道路総合管理計画において、「市民等への情報発信と協働・連携」を掲げ、今後取組んでいく方向性を定めた。</p> <p>道路管理を持続的なものとするためには、市民や企業、市が一体となった協働の取組みが重要となる。今後、企業の CSR 活動をはじめとした協働・連携の可能性を検討し、道路の維持管理に関する取組みへの参加を促進していく。</p>			
取組事項	道路管理の重要性に関する市民等の理解を促進し、市民や企業との協働の検討、ICTの導入等を推進する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	ICT(道路通報システム)の運用	→	→	→
	協働・連携事業の検討	→	→	→

事業名	住宅困窮世帯(者)に対する公と民の連携支援の推進			
担当課	住宅対策課、高齢者支援課、障害者福祉課			
課題・目的	<p>低所得者、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅困窮世帯(者)が安定して住宅を確保するためには、公的住宅だけでなく、民間賃貸住宅も活用する必要がある。賃貸人がこれらの入居を拒まない住宅を増やしていくことが重要である。</p> <p>さらに、住宅困窮世帯(者)の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進するためには、住宅部局、福祉部局を含めた行政のほか、専門団体や居住支援団体等と連携を図る必要がある。</p>			
取組事項	<p>住宅困窮世帯(者)向けの住まいの確保と居住支援・民間住宅ストックの活用を推進するため、庁内関係部局等で住宅セーフティネット法の居住支援協議会の機能拡張を想定した「(仮)あんしん住まい推進協議会」の設立に向けた準備会を設置し、支援の体制やあり方を検討する。</p> <p>準備会での協議内容を踏まえ、市関係部局、不動産関係団体、居住支援団体等による「(仮)あんしん住まい推進協議会」の設立を進める。</p> <p>協議会の構成員間で連携することにより、既存施策も含め総合的・重層的なハード・ソフト両面からの支援を検討し施策展開を図っていく。</p>			

年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	協議会の発足に向けた準備会の設置	協議会の発足、入居・居住支援策の検討	住宅困窮世帯(者)向け入居・居住支援策の実施	住宅困窮世帯(者)向け入居・居住支援策の充実

①ーウ 積極的な情報共有・情報発信とシビックプライド醸成

事業名	総合的な市政情報提供の推進			
担当課	秘書広報課、各課			
課題・目的	市民のライフスタイルや情報の入手方法が多様化する中、市民が求める情報も多様化している。求める情報が求める層に的確に届くように、また誰もが必要な情報を容易に入手できるように、速報性と公平性に配慮しながら、各広報媒体の特徴を生かした市政情報の提供を行っていく必要がある。			
取組事項	市報・ホームページ・季刊誌・SNS等、多様な広報媒体のそれぞれの特性を生かした広報活動を継続する。また、新たに導入したSNSの活用では、市民が受け取りたい情報を選択できるようにし、市から情報発信を行う際には、市民(情報の受け手)をより意識した情報発信・情報提供を行っていく。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施・検討・修正	→	→	→

事業名	市民に分かりやすい財政状況の公表			
担当課	財政課			
課題・目的	<p>変化する社会経済状況の中、災害対策や子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費、公共施設や都市インフラの老朽化への対応など、多額な費用が必要になると見込まれている。</p> <p>市報やホームページを通じ、適切な時期に、図表等を用いてより分かりやすい表現で市政運営の根幹をなす予算や財政状況を公表し、市政への理解を深める必要がある。</p>			
取組事項	年次財務報告書、予算の概要、決算資料等、市報や季刊誌などを通じて、市の財政状況、各施策、事業の成果などについて、平易な言葉やイラストなどを活用し、市民にわかりやすく公表する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市報や季刊誌を用いた公表	→	→	→

事業名	市職員の人件費の見える化			
担当課	人事課・企画調整課			
課題・目的	<p>本市の財政援助出資団体へ派遣されている市職員の人件費は、各団体への委託料や補助金等を含めて市が負担しているため、予算・決算上は物件費として計上され、市全体の人件費が見えにくいという課題がある。また、間接的な給与支給方法であるため、人事課や各団体の給与の支給事務が複雑化し事務負担が大きくなっていることも課題であり、事務の改善・効率化を図る必要がある。</p> <p>本市では、令和2年4月1日に施行された自治基本条例において「情報共有」が市民自治の推進を図るための原則とされていることに加え、令和2年度より会計年度任用職員制度が導入され、これまで物件費として分類されてきたアルバイト職員の賃金が報酬として人件費に分類されるようになったことを踏まえ、現状の支給方法を見直し、人件費の見える化及び事務の効率化を図る。</p>			
取組事項	<p>令和3年度より、本市の財政援助出資団体へ派遣されている市職員への給与の支給方法を市からの直接支給へ変更する。</p> <p>また、支給期ごとに期末手当の支給月数を定める時限条例を制定していた方法を改め、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例等を改正し、条例に職員の期末手当支給月数を規定する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施	→	→	→

事業名	広聴の充実及び広聴と広報の連携の推進			
担当課	市民活動推進課、秘書広報課、各課			
課題・目的	<p>日常的に寄せられる多様な市民の声を真摯に聴き、的確な対応をしていくために必要な体制を引き続き保持するとともに、円滑な対応が行えるよう関係部署との緊密な連携を図るなど、充実した広聴の体制を整える必要がある。</p> <p>また、適時適切な情報を市民に届け、かつ市民の多様なニーズ等を的確に把握するために、様々な手法や機会を設けて広聴の充実を図ることが、行政と市民とが情報を共有することにつながり、結果として市政への信頼向上を実現する。</p> <p>市民と市の情報共有をより活発にするため、広聴と広報がそれぞれの課題や目的を共有し、連携する必要がある。</p>			
取組事項	<p>引き続き市民と市長のふれあいトークを実施するとともに、広聴の充実として、これまで4年に1回実施してきた市民意識調査と毎年実施してきた市政アンケート調査を令和2年度から隔年で交互に実施し、多様な市民ニーズの把握に努める。</p> <p>また、市民への情報提供のみならず、市民からの情報提供を受け付けることができるSNSの活用を進めるほか、広聴・広報部門間の課題共有・情報交換を適</p>			

	<p>時行い、市民ニーズの把握に努め、それらを踏まえた伝わりやすい広報活動を行う。</p> <p>さらに、タウンミーティングや市長への手紙、市政アンケートなど、あらゆる広聴の機会において、市民ニーズの的確な把握に努め、市民の要望に迅速かつ的確に対応できる体制づくりを引き続き行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市政アンケート調査及び市民と市長のふれあいトークの実施	市民意識調査及び市民と市長のふれあいトークの実施	市政アンケート調査及び市民と市長のふれあいトークの実施	市民意識調査及び市民と市長のふれあいトークの実施
	広聴及び広報の連携実施	→	→	→

事業名	シティプロモーションの推進			
担当課	秘書広報課、企画調整課、各課			
課題・目的	<p>市民や来街者の社会経済活動の活性化を通じた市の持続的な発展を図るために、本市の魅力・個性を再確認し、それらの魅力・個性を効果的に発信するシティプロモーションを行うこととあわせて、シビックプライドの醸成を図る。</p> <p>また、来街者や転入予定者などの多様な対象者へのシティプロモーションのあり方を定め、市の強み・魅力・政策効果を戦略的・効果的に発信していく必要がある。</p>			
取組事項	<p>市の魅力・個性・強みを、まちの様態や市の実施する施策から分析し、今後プロモーション活動において、発信すべきテーマを設定する。</p> <p>プロモーション活動を行うにあたり、市民・来街者等の多様な主体に対して、それぞれのプロモーションのあり方を検討し、本市におけるシティプロモーションに関する基本的な方針を策定する。</p> <p>プロモーション活動の実践においては、様々な広報媒体を活用するとともに、新たな発信手法についても検討を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	プロモーション活動のあり方など基本的な方針の検討・策定	プロモーション活動の試行的取組みの開始	→	プロモーション活動の試行的取組みの評価

事業名	武蔵野市ふるさと応援寄附を活用した市の魅力発信及び地域の産業振興			
担当課	産業振興課			
課題・目的	<p>本市においては、「市の魅力発信」、「地域産業振興」、「市政の充実と未来への財源確保」という3つの基本コンセプトを掲げ、令和元年10月1日からWEBサイト（ふるさとチョイス）や返礼品を活用した「武蔵野市ふるさと応援寄附」を開始した。</p> <p>開始当初は、27団体から108品目の返礼品の登録があり、令和2年3月末までの半年間で389件、15,010千円の寄附があった。</p> <p>本市を含め、都内の自治体の多くはふるさと納税による流出額（税控除額）が億単位であるのに対し、寄附受入額は1億円に満たない状況である。さらに、高額所得者が優遇される点やワンストップ特例制度において所得税控除分まで個人住民税控除で負担している点など、制度の問題点も残ったままである。</p> <p>また、全国の自治体では、地場産品基準が曖昧な返礼品があることや、事業者との癒着、寄附金の運用が適正でないものがあるなどの問題もあるため、明確かつ明瞭な管理運用を行うことが求められる。</p>			
取組事項	<p>3つの基本コンセプトに基づき、返礼品の登録団体数と品目数を増やしつつ、WEBサイトの活用や広告等による市外に向けたPRを充実させることで、寄附件数や寄附金額の増加に努める。</p> <p>返礼品の受発注や寄附受領証明書の発行等の業務を委託する事業者については、3年毎にプロポーザルを実施し選定する。</p> <p>また、寄附金の使い道における2つの事業指定については、ふるさと応援寄附実施本部会議にて毎年適正な事業を選定する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	委託事業者の再選定 新規事業者の開拓（街の魅力向上に向けた取組み）	新規事業者の開拓（街の魅力向上に向けた取組み）	→	委託事業者の再選定 新規事業者の開拓（街の魅力向上に向けた取組み）

② レジリエンスの向上とチャレンジしやすい組織風土の醸成

②ーア 社会の変化、新たなニーズに柔軟かつ適切に対応できる組織づくり

事業名	様々なリスクに備えた体制の強化			
担当課	総務課、人事課			
課題・目的	<p>市政運営上のリスクは、自然災害や感染症、サイバー攻撃等外的な要因によるもののほか、内部の事務処理の誤り等、多岐にわたる。</p> <p>リスクの早期発見及び発生防止に向けて、現在行っている取組みを継続するとともに、その内容や方法について適宜見直しを行い、リスクに係る管理体制をより一層強化していく必要がある。</p>			
取組事項	<p>庁内委員及び外部有識者で構成するリスクマネジメント委員会を設置し、委員会が中心となり、市政運営上のリスクに対する具体的な対応策について検討する。リスクの種類は多岐にわたるため、委員会は年度ごとにテーマを絞って検討を行う。委員会での検討内容を基に、全庁的にリスクの軽減に繋がる取組みを適宜実施し、市全体のリスク体制の強化につなげていく。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	令和2年度の検討についてのまとめと新たなテーマ設定	新たなテーマについての検討と対応策の実施	→	→

事業名	業務継続計画（BCP）の点検・見直し及び受援計画の策定			
担当課	総務課、人事課、防災課			
課題・目的	<p>近年の異常気象や全国各地の地震の状況、新型コロナウイルス感染症の流行などを鑑みると、震災など重大な出来事が発生しても、組織が事業を継続できるよう、対応手順や各業務のマニュアル等を継続的に点検し、見直しするほか、BCPに基づいた訓練などを行う必要がある。</p> <p>震災対応型BCPについては、地域防災計画と連動しているため、令和3年度の地域防災計画の改定とあわせて改定を行う必要がある。</p>			
取組事項	<p>震災対応型BCPについては、より実効性のある計画となるよう、災害時の各課の優先業務の選定及び職員体制についても見直しを行う。</p> <p>受援計画については、災害発生時等の職員だけでは対応できない事態を想定し、外部からの人員や物資の受け入れ体制を整理したうえで策定を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	震災対応型BCPの改定	受援計画の策定	—	—

事業名	情報セキュリティ対策の強化			
担当課	情報管理課			
課題・目的	<p>今後も高度化・巧妙化するサーバ攻撃の脅威への対応が求められる。また、クラウドシステムやAI・RPAなどの先端技術に対する情報セキュリティについて研究する必要がある。</p> <p>個人情報の流出や業務継続を困難にするリスクを未然に防ぐことにより、常に安全な市民サービスの提供が可能な環境の確保が必要である。</p>			
取組事項	<p>インターネットと庁内ネットワークとの分離や東京都情報セキュリティクラウドの利用により、引き続きインターネットからの脅威に対する対策を行う。</p> <p>個人情報の保護を第一に、個人情報を取り扱う市職員に対する、情報セキュリティ研修や、情報セキュリティ内部監査を通じて、情報安全対策の強化・徹底を図る。</p> <p>庁内のシステムとインターネットを分離する「セキュリティ強靱化システム」の更改を行う。</p> <p>先端技術に対応したセキュリティポリシーの検討・改定を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	セキュリティポリシー見直し	→	→	→
	—	セキュリティ強靱化システム更改	セキュリティ強靱化システム運用	→

事業名	組織のあり方の検討			
担当課	企画調整課			
課題・目的	<p>新たな公共課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、分野横断的な連携と柔軟で的確な対応ができる組織体制・事務分掌を整える必要がある。また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行など突発的に発生する事象や業務の繁忙期における臨時的な需要に対して機動的な人員配置を行うことで、組織内の業務の偏りを互いに補い合うことができる体制の整備が必要である。</p>			
取組事項	<p>各課への調査やヒアリング等、内部の調整を行いながら、第8次職員定数適正化計画（仮称）と整合を図りつつ、時代や市民のニーズに応じた組織や機構の見直しを進める。</p> <p>組織編成に際しては、組織を横断した連携を取りやすい体制となるよう検討する。また、機動的な業務執行体制の整備についても随時検討する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施	→	→	→

事業名	職員定数適正化計画の実施			
担当課	人事課			
課題・目的	これまで、平成8年度からの7次にわたる職員定数適正化計画により、821人（令和2年10月現在）の職員定数を削減してきた。しかし、現在においても人口あたりの職員数は多摩地域26市中3位と依然多い状況にある（定員管理調査：平成31年4月1日現在。消防・病院部門を除く）。業務効率化と公共サービスの質の向上を両立させるため、適正な職員定数の管理を行う。			
取組事項	第8次職員定数適正化計画（仮称）に則り、職員定数を適正な水準に保っていく。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	第8次定数適正化実施	→	→	次期計画の検討

②ーイ 多様性を生かしたチャレンジしやすい組織風土の醸成

事業名	個々の適性を生かす人事制度の構築			
担当課	人事課			
課題・目的	高度化・複雑化する課題に適切に対応していくためには、職員の見識を広めながら専門性を強化していく必要がある。今後とも職員個々の能力、モチベーションを最大限発揮していくことができる組織とするために、ジョブローテーション期間終了後に、個々の能力や適性を見極める機会を設け、よりそれらを生かした配置を行うことが必要である。また、一般事務職については、平成26年度から複線型人事制度（エキスパート職員配置制度）を導入し、自身が主体的にキャリアプランを描き、選択できることとしているが、活用促進が課題となっている。			
取組事項	ジョブローテーション期間が終了する職員に対して能力と適性を見極めるため、キャリアデザイン研修や人事課による面談等の取組みを行いながら、個々の能力やモチベーションを十分に発揮できる職場配置を行う仕組みについて検討を行う。 エキスパート職員配置制度について、ICT分野や生涯学習部門などの専任分野や対象職員の拡大等、制度の拡充を検討する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	ジョブローテーション期間が終了する職員への面談の実施 エキスパート職	ジョブローテーション期間が終了する職員への面談の実施 新たなエキスパー	個々の能力やモチベーションを発揮できる職場配置を行う仕組みについて再検討	→

	員配置制度の拡 充検討	ト職員配置制度の 運用開始		
--	----------------	------------------	--	--

事業名	活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成			
担当課	人事課、総務課、情報管理課			
課題・目的	<p>多様な能力や価値観をもった人材をチームマネジメントしていくためには、より高度で活発な職員間のコミュニケーションを生み出す必要がある。</p> <p>また、所属をまたがるプロジェクトなどの情報共有は主に電子メールを使用しており、職員が持つスキル等の情報を共有する場が少ない。</p> <p>I C Tを利活用した業務や意思決定の効率化、情報共有等の促進により、職員のワークライフマネジメントを支援し、生産性の向上を図る必要がある。</p>			
取組事項	<p>「対話」を中心としたコミュニケーションスキルの向上を図るため、「ダイバーシティマネジメントに関する研修」や「ファシリテーションや対話を中心としたコミュニケーションスキルに関する研修」を実施する。</p> <p>また、職員間のさらなる情報共有を推進するため、ビジネスチャットの仕組みなどを考慮した新グループウェアなどの導入について検討する。</p> <p>その他、活発なコミュニケーションを図ることができるよう I C Tの活用を検討する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	各種研修の実施	→	→	→
	グループウェア 更改	I C T活用検討	→	→

③ 新たな価値を創出する人材の確保・育成と活躍できる環境づくり

③ーア 多様な人材の確保・育成の強化

事業名	一般技術職・専門職の確保と体系的な人材育成			
担当課	人事課、総務課			
課題・目的	生産年齢人口の減少により、人材の確保がより困難になることが予想され、絶対数が少ない一般技術職・専門職については、今後継続的・質的な確保が課題となる。また、一般技術職・専門職は、現場で技術を深める機会の減少等により、専門能力の育成が困難となってきた。			
取組事項	<p>高度化・複雑化する課題に的確に対応できる人材を確保するための効果的な広報手法の検討や実践のほか、採用時期の見直しなど、辞退者を減らすための取組み等の検討を行う。また、必要に応じて募集職種や年齢層の拡大等の検討を行う。</p> <p>一般技術職については、求められる技術力を踏まえた技術職研修プログラム（仮称）を試行実施し、検証を経て本格実施を検討する。また、職場でのOJTに加え、先輩職員を講師とする庁内研修、外部機関での研修等を行う。</p> <p>保健師については、求められる能力を踏まえた体系的な育成プログラムを作成し、試行実施、検証を経て本格実施する。</p> <p>その他の専門職（保育士等）の育成については、各職種に求められる能力を踏まえた育成を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人材確保の取組みの検討及び実施・技術職等の研修プログラムの検討及び実施	→	→	→
	専門職の育成・複線型人事制度の検討・外部派遣研修の検討・年度研修計画策定	令和3年度の検討結果に基づく実施 年度研修計画策定	→	→

事業名	多様な人材の確保と育成
担当課	人事課
課題・目的	<p>一般事務については、例年一定数の応募者は確保できているが、選考途中の辞退者も多いため、多様な人材確保に向けた取組みを充実させていく必要がある。</p> <p>また、障害者雇用については、法定雇用率は達成したが、庁内におけるダイバ</p>

	<p>ーシテイ推進の観点からも雇用を充実させていく必要がある。</p> <p>さらに、公務員の定年延長を踏まえた高齢層、60歳以降の職員任用のあり方について検討を行う必要がある。</p>			
取組事項	<p>多様な人材の確保のため、民間企業の採用活動の動向等も踏まえ、試験の実施時期や採用までのスケジュール、広報のあり方を検討していく。</p> <p>高齢層、60歳以降の職員については、モチベーションの維持・向上とベテラン職員の知見を最大限活かすことができる任用のあり方を検討する。</p> <p>障害者枠を設けて採用試験を実施するとともに、精神障害者の庁内実習の機会を設けて、職員の障害者理解の促進を図る。</p> <p>自己啓発制度の充実や利用促進を図ることにより、職員の思考の幅を広げることのできる環境を整える。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	多様な人材確保のための取組みの検討及び実施	→	→	→
	定年延長に対応した人事制度の検討	→	→	→
	障害者の就労に対する理解や合理的配慮の推進	→	→	→
	自己啓発制度の充実及び利用促進・修学部分休業等の導入研究	→	→	→

事業名	高齢者や障害者本人とその家族を支える人材の確保・育成
担当課	地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課
課題・目的	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、専門職及び地域の担い手の人材育成と確保が課題であり、「地域包括ケア人材育成センター」を設置した。</p> <p>社会全体では介護の仕事への理解が乏しく、介護従事者のモチベーション向上につながる要因は十分ではない。</p> <p>また、「武蔵野市介護職員・看護職員等実態調査報告書」では、事業所が介護職員の確保に関して市に求める支援として、地域住民を対象とした介護や介護の仕事への理解促進、小中学校等の児童・生徒を対象とした介護や介護の仕事の理</p>

	<p>解促進などが挙げられている。</p> <p>武蔵野市における福祉人材の発掘・養成・育成・定着を推進するため、令和2年度より即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として「介護職・看護職 Re スタート支援金事業」を実施しているが、引き続き人材の発掘・確保に取り組むとともに、市内で働く介護職の定着支援を行う必要がある。</p>			
取組事項	<p>「地域包括ケア人材育成センター」の4つ機能（活かす、育てる、支える、つなぐ）を活かし、総合的な福祉人材の確保、育成事業を拡充する。また、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援を行う。</p> <p>永年従事者表彰や先進的事例の共有等を行う「ケアリニック武蔵野」の継続などにより、介護や介護の仕事の理解促進、介護職員のモチベーション向上につながる取組みを行う。</p> <p>若手職員の離職防止や定着支援、小中学生など早い段階からの福祉の仕事への意識啓発などに取組む。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施	→	評価・見直し	新たな取組事項の実施

事業名	保育人材等の確保・育成
担当課	子ども育成課、子ども家庭支援センター
課題・目的	<p>市内には保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所あわせて約70の保育施設があり、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化等に伴い、今後も保育需要は増えることが見込まれる。良質な保育を提供するためには、待機児童ゼロの維持と同時に保育の担い手である保育人材の確保・育成もあわせて行う必要がある。</p> <p>児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談件数が増加、課題が困難化・複雑化してきている。また、特別区の児童相談所の設置が進むにつれ、相対的に人員の確保が困難となることが予想される。関係機関と連携し家庭への適切な支援を行うことができる相談員の確保及び育成を進める必要がある。</p>
取組事項	<p>保育の担い手である保育人材の確保については、都と合同実施する就職相談会の実施、保育所における保育実習・子育て支援員研修の受入れを行うとともに、経験の浅い保育士の育成及び潜在保育士の活用に向けた研修会等の実施を検討する。</p> <p>国や都の制度等を活用しながら、市の補助等の見直しを行うなど、保育士が安定して働き続けられるよう、職場環境や処遇の改善に取り組む。</p>

	相談員の資質向上を図るため、内部で実施している研修に加え、都主催の研修、外部団体主催の研修に積極的に参加するとともに、人材確保のため、会計年度任用職員の活用を図る。				
年次計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	保育人材	研修会等実施の検討、市補助等の内容検証と段階的再編	研修会等の実施、市補助等の内容検証と段階的再編	→	研修会等の実施と内容検証、市補助等の内容検証と段階的再編
	相談員	内部研修の実施、他機関主催の研修への出席	→	→	→

事業名	次世代の地域の担い手の育成			
担当課	児童青少年課			
課題・目的	<p>自然災害の甚大化や、子どもの安全を脅かす事件の発生など、地域の安全の観点から地域住民同士のつながりの重要性が高まっている。一方で、地域住民同士の関係の希薄化や共働き世帯の増加等により、地域のための活動の担い手が固定化し、新たな担い手が不足している。</p> <p>積極的に地域活動に参加し、お互いに支え合うことで地域を活性化し、一人ひとりの充実した生活に結びつけていけるような、次世代の担い手の育成が求められている。</p>			
取組事項	<p>次世代の地域活動の担い手像について青少年問題協議会（以下、青少協という。）地区委員会と連携して検討し、検討結果を中学生・高校生リーダー制度へ反映させる。対象者の拡充や、ボランティアとしての地域活動への参加機会の拡大を通じて、義務教育段階からの地域での主体的な取組みをサポートし、地域団体等との関係づくりを進める。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	次世代の地域活動の担い手像について、青少協地区委員会と連携して検討	検討結果を反映した中学生・高校生リーダー制度の拡充	→	→

事業名	学童クラブ支援員の人材確保・育成				
担当課	児童青少年課				
課題・目的	<p>平成27年の児童福祉法改正により、学童クラブで育成にあたる職員の資格等の設置基準が定められたこと、児童の対象年齢が拡大されたこと、また周辺自治体では児童数が増加していること等により、支援員の人数及び資質の確保が課題となっている。</p> <p>入会希望児童が増加している学童クラブで、待機児童を出さないようにクラブ室を整備し、あわせて育成にあたる支援員を確保する。</p>				
取組事項	学童クラブ職員の資格取得及び資質向上を目的として外部研修の受講を進める。また、支援員の安定確保のため、職員待遇の向上を検討する。				
年次計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人材育成	国の要綱に定める資質向上研修の受講	→	→	→
	人材確保	昇任試験の実施による中堅職員の確保	→	→	→

事業名	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成				
担当課	指導課				
課題・目的	<p>東京都における教員志望者が減少している中、産育休代替教員等の需要も高まっているため、指導力の高い教員を確保する取組が必要となる。</p> <p>授業力の維持向上を図るため、研修や指導をより充実させる必要がある。また、教員の教材研究の時間を確保することが求められている。さらに、指導力の高い人材を新たに確保するための取組が求められている。</p>				
取組事項	<p>若手教員や産育休代替教員、時間講師等の教員も含め、教員全体の授業力の向上を図るため、教育アドバイザーによる授業観察・支援を実施する。</p> <p>東京都教育委員会が主催する研修会や指導教諭の模範授業、学術研究団体が主催する研究会、先進的な取組を行っている公開授業等に教員が参加することを奨励する。</p>				
年次計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	アドバイザーによる授業支援	実施	→	→	→
	研究会参加支援	検討	実施	→	→

③ーイ 多様な人材が活躍できる環境づくりと担い手の最適化

事業名	職員の人事評価の活用			
担当課	人事課			
課題・目的	人事評価制度は、職務職責に応じた給与面の処遇とする査定昇給とともに、本来の目的である人材育成・能力向上のために、より一層活用できるような見直しが継続的に必要である。			
取組事項	被評価者の評価結果への納得度を高め、効果的な人材育成を行うために、目標設定・面接研修および評価者訓練内容の見直しを検討する。 人事評価データを蓄積・分析し、職員配置や人材育成により効果的に活用するため、人事評価システムの導入を検討する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標設定研修等 の見直し検討 人事評価システム導入の検討	→	新たな目標設定等の導入、運用 人事評価システム導入、運用	→

事業名	職務・職責に応じた人事・給与制度の推進			
担当課	人事課			
課題・目的	本市職員の給料表は、東京都と同様に5級制である一方、職位は東京都と異なり6級制としており、同一の給料表上の級に係長と課長補佐が格付けられている。また、職位よりも上位の級に格付けされた職員がおり、職務給の原則を徹底する観点から、あわせて適正化する必要がある。 また、職員の努力と成果を給与へ反映させ、努力が報われる給与制度をより推進する必要がある。			
取組事項	課長補佐のあり方および級格付者の取扱いなど、職務・職責に対応した人事・給与制度の検討を行い、適正化を図る。課長補佐以下に対しては、勤勉手当への成績率導入を進める。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	課長補佐のあり方、級格付者の取扱い検討、実施	→	→	→
	勤勉手当への成績率の導入の検討	勤勉手当への成績率の導入	→	→

事業名	心身ともに健康で、多様かつ柔軟な働き方を支援する制度の検討			
担当課	人事課			
課題・目的	<p>ワーク・ライフ・バランスを重視した働き方を推進するためには、職員の子育て期や中高年期などのそれぞれのライフステージや、職員個々の価値観やライフスタイル等に寄り添える多様な働き方を選択肢として設けることが必要である。その一方で、市役所開庁時間に職員が不足するなどの市民対応への影響や、個人情報情報の取扱い、その他費用対効果などの課題があるため、課題の洗い出しや対応策の検討、効果の検証結果などを踏まえながら進めていく必要がある。</p>			
取組事項	<p>第二次特定事業主行動計画後期計画に基づき、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。</p> <p>既存の制度の見直しを図るとともに、育児短時間勤務や高齢者部分休業制度等の導入などを検討する。また、時差勤務の効果等の検証を進め、本格実施も見据えた検討、テレワークやフレックスタイム制などについても調査・研究を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	時差勤務の試行継続、効果検証	→	時差勤務の本格導入と実施	→
	テレワーク、フレックスタイム制等の調査、研究	テレワークの試行実施	→	→

事業名	超過勤務時間縮減に向けた取組みと年次有給休暇等の取得促進			
担当課	人事課			
課題・目的	<p>平成28年度から30年度にかけて、一人あたりの年間超過勤務時間数を31.1時間縮減することができたが、令和元年度から増加傾向にあり、特定事業主行動計画に掲げる目標値（一人あたりの年間超過勤務時間数の目標値：150時間）を達成するには程遠い状況にある。</p> <p>年次有給休暇については、どの職員も年間10日以上取得ができる職場を目指しているが、未達成者が200人以上いる状況が続いている。</p>			
取組事項	<p>超過勤務時間の上限設定による長時間労働の是正などの取組みを実施する。超過勤務時間の縮減のため、各課の実態把握と原因分析を行う。また、超過勤務時間縮減の好事例の庁内での共有や超勤が多い職員とその所属長へのヒアリング等の取組みを実施し、より効果的な取組みについて検討していく。</p> <p>年次有給休暇の取得促進のため、YY月間の推奨などを実施し、計画的な有給休暇取得に向けた各課への働きかけを行う。所属長に所属職員の休暇取得状況を周知し、職員への休暇取得を促すとともに所属長自ら率先して休暇を取得するよう働きかけを行う。</p>			

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	実態把握、分析の 継続 新たな取組みの 検討、実践	→	→	→

④ 未来に必要な投資を行うための堅実な財政運営

④ーア 限られた経営資源（人材、組織、財務）を最大限活用し、健全な財政運営を維持するための体制強化

事業名	事務事業見直しの仕組みの構築と推進			
担当課	企画調整課、各課			
課題・目的	行政に対する市民ニーズはより一層複雑化・多様化してきている。一方で、人的資源や財源等、活用できる経営資源には限りがある。そこで、既存の施策の戦略的な見直しと転換によって、より優先度の高い施策に経営資源を配分していく必要がある。			
取組事項	新しい行政課題に積極的に取り組んでいくために、分野を超えた全体的な視点から既存の施策や事務事業の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めた見直しを効果的に進めるための考え方と手続きの流れについて令和2年度に検討し、事務事業見直しの新たな仕組みを構築・実施する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	新たな仕組みを実施	→	→	→

事業名	入札及び契約制度適正化の更なる推進			
担当課	管財課			
課題・目的	入札・契約制度をめぐる環境は、近年大きく変化してきている。このため、公共調達には良質・安価な調達であることに加えて、適正な労働環境の確保など社会の多様な要求に応えることが必要となっている。こうした社会の要求に応えるため、透明性・競争性を考慮しながら契約制度適正化の更なる推進が必要となっている。 また今後予定している学校施設の建替え等、大規模な工事に向けて適切な発注方法の研究を行う。			
取組事項	総合評価方式、JV等市内業者の活用、入札時期の平準化、談合防止対策等の入札や契約に係る制度の見直し・検討を行う。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	総合評価方式の見直し、JV等市内業者の活用方法の検討	入札・契約制度適正化に向けた検討	→	→

事業名	広告収入等の拡大に関する検討			
担当課	財政課、秘書広報課			
課題・目的	生産年齢人口の減少が見込まれ、歳入の大幅な伸びは見込まれない。一方で、少子高齢化に伴う社会保障関係費等の伸び、都市インフラや公共施設の老朽化への対応、安全・安心なまちづくり施策など、多額の経費が必要となる。健全財政を維持しつつ、より質の高い行政運営を行うため、市税以外の歳入確保の手段として引き続き広告収入等の拡大を検討する必要がある。			
取組事項	<p>公共施設やパンフレットへの広告を掲載して広告料収入を得る取組みを継続する。また、各課が活用するホームページ等へのバナー広告の掲載について、市ホームページに広告掲載する場合の現在の仕組みを参考にしながら、事業内容に即した広告掲載の導入を図る。</p> <p>加えて、事業者等へ向けたシティプロモーションの取組みの一環として、市の発行物等への広告掲載のメリット等を効果的に発信することで、広告収入の継続・拡大を図る。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算編成過程における広告収入の活用の検討及び予算化	→	→	→

事業名	適正な受益と負担の検討			
担当課	財政課			
課題・目的	施設使用料をはじめとする行政サービスの使用料や手数料の設定にあたっては、受益者負担の公平性の観点から、受けるサービスに応じた負担を求めていく。既に設定されている料金についても検証し、適正な料金設定に向けて検討していく必要がある。			
取組事項	4年ごとに全面的に検証を行うと同時に、必要に応じて随時見直しを行い、適正化を図る。令和2年度に予定していた一斉検証は、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、実施を見送ることとしたため、適正な判断ができる時期に行う。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	随時検証	全面的な検証作業	全面的な検証作業結果の反映	随時検証

事業名	国民健康保険財政健全化計画の実施			
担当課	保険年金課			
課題・目的	<p>平成30年度の国保制度改革により、新たに国保の保険者として財政運営の主体を担うこととなった都の運営方針に基づき、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入（赤字繰入）の計画的・段階的な削減・解消をすべく、『第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画』を令和元年10月に策定した。計画期間が令和2年度から始まる8カ年の計画において、「1人あたり削減・解消すべき赤字額の50%を削減（1人あたり赤字額19,705円）」することを目標とする。</p> <p>国保運営協議会の意見を踏まえ、第1期（第1次）の計画として“8カ年で半減”と策定した。今後8カ年の後半にあたる第1期（第2次）計画や第2期計画の検討・策定にあたり、計画の適切な進捗管理が必須である。</p> <p>計画の初年度にあたる令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の脅威に見舞われ、緊急事態宣言下における対応のなかでの社会経済的な打撃を含め、国民健康保険制度を取り巻く環境においても大きな影響を被ったと考えている。現時点で想定できない部分が多いものの、直近では令和3年度の国民健康保険税の算定ベースとなる令和2年中の課税所得額は大きく減額するほか、その影響については注視していかなければならない。</p> <p>計画中において「経済情勢の悪化や大規模な制度改正等といった制度を取り巻く環境に変化が生じた場合は、計画期間中においても随時見直しを図る」としている。令和3年度中には、令和4年度へ向けた保険税率の改定とともに、計画自体の見直しを含めた検討を行う必要がある。</p>			
取組事項	<p>「歳入の確保」：保険給付費に見合った保険税率の設定や税の徴収強化、国・都の補助金・交付金の獲得など</p> <p>「歳出の適正化」：保険給付の適正化、データヘルス計画に基づく保健事業の充実など</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1人あたり赤字削減目標 400円 (累計額4,900円)	1人あたり赤字削減目標 4,500円 (累計額9,400円)	1人あたり赤字削減目標 400円 (累計額9,800円)	1人あたり赤字削減目標 4,500円 (累計額14,300円)

事業名	都営水道一元化の推進			
担当課	水道部総務課			
課題・目的	<p>本市の水道事業は、全国の中小規模水道事業者と同様に、給水収益の減少や、施設の更新、自然災害への対応などの課題が顕在化しており、将来にわたり安全・安心な水道供給の持続性を高めるため、都営水道一元化を目指した取組みを推進する必要がある。</p>			

取組事項	東京都と市による一元化の正式な協議を行えるかどうか判断していくための検討会の進捗を図るとともに、一元化にあたっての課題や財政調整等の課題について庁内調整等を進める。 また、一元化までの間に、水道経営の健全化に取り組み、水の安定供給を図る。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	検討会を実施	一元化に向けた協議・調整	→	基本協定の締結

④ーイ 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

事業名	公共施設等総合管理計画の推進			
担当課	資産活用課、各課			
課題・目的	<p>これまでに整備してきた公共施設及び都市基盤施設（以下「公共施設等」という。）の老朽化が進み、今後大量に更新時期を迎え、多額の費用負担が生じる。また社会情勢の変化に伴い公共施設等に対するニーズ変化への対応も重要である。</p> <p>将来にわたり健全な財政運営を維持するとともに、安全で時代のニーズに合った公共施設等を整備・提供していくため、公共施設等総合管理計画に基づき、横断的な調整を図りながら、計画的に個々の施設の維持・更新に取り組む必要がある。</p>			
取組事項	<p>公共施設等総合管理計画の改定作業に取り組む。改定にあたっては、P D C Aをまわすための目標設定や、充実可能な財源確保の仕組みなど、さらなる検討を進めていく。</p> <p>次期公共施設等総合管理計画に基づき、各施設のサービスのあり方を含め幅広く市民との合意形成を図りながら、分野ごとの類型別施設整備計画を改定し、当該計画に沿った施設整備を推進する。</p> <p>第七期長期計画の策定を見据え、プロジェクトを設置し、当該計画期間中に改修等が必要な施設の抽出・調整を行い、具体的な検討を進めていく。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画改定作業 類型別施設整備 計画改定	実施 類型別施設整備計 画改定	→	→

事業名	既存公共施設の計画的な保全・改修の推進			
担当課	施設課			
課題・目的	<p>昭和 30 から 40 年代に整備してきた公共施設の老朽化に伴い、公共施設等総合管理計画に定める耐用年数 60 年までの間、計画的に保全整備を実施する必要性が高まっている。</p> <p>従来からの劣化点検を継続するとともに計画的な予防保全、効率的な大規模改修の実施により施設の安全性や利便性の向上を図りながら、財政支出の平準化、適正な建物維持保全を行っていく。</p>			
取組事項	<p>施設の劣化点検及び施設定期点検結果等により建物の劣化状況の把握に努め必要な保全整備をすると共に、大規模改修が必要な施設は、公共施設等総合管理計画による類型別施設整備計画を踏まえた整備計画を定め、建築・設備の更新を行っていく。</p>			
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	保全改修計画 (整備計画) の 策定	整備計画の実施	→	→

事業名	未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針の見直し及び市有地の有効活用			
担当課	資産活用課			
課題・目的	<p>市が所有する土地・建物のなかには、利活用計画が決まっていないなどの理由から長期間維持管理を続けている未・低利用不動産があり、当該不動産の維持管理に係るコストや、本来あるべき市街地環境の形成が図れないばかりか、得られるべき固定資産税等の歳入の機会を逸しているという課題がある。</p> <p>また、寄附により取得した建物は、劣化が進行し、破損による周囲への影響や放火等のリスクがある。</p> <p>これら未・低利用不動産について、定期的に利活用方針を見直し有効活用することで、維持管理コストの削減や、歳入の増加を図る。</p>			
取組事項	<p>「未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針」の見直しを毎年実施する。特に、「売却」に分類された土地については、優先順位及び時期を決定し、順次売却を進める。</p> <p>また、寄附により取得した建物は、定期的な市有建物の巡回から劣化状況を確認し、毎年の基本方針の見直しにあわせ、処分する建物を選定する。</p> <p>将来的に有効活用する可能性があり保有する土地については、一時的な有料時間貸駐車場として活用するほか、仮設のパブリックスペースの創出により、まちの魅力向上を目指す。</p>			

年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	検討・実施	→	→	→

事業名	複合的なニーズに対応する新しい施設整備の推進			
担当課	高齢者支援課			
課題・目的	<p>地価の高さ、市域面積の狭さ等から、今後は大規模な土地の確保は容易ではなく、従来型の介護施設を整備していくのは困難な状況である。また、人材確保や事業採算性などの要因から、計画どおりに基盤整備が進んでいない現状がある。</p> <p>今後さらに高まる医療や介護のニーズに対応するため、小規模で多機能な施設サービスを始めとする福祉サービスの基盤整備を計画的に進めるため、市有地や都用地などの有効活用や開設事業者への運営費等支援の導入が重要である。</p>			
取組事項	<p>福祉サービスの基盤整備を計画的に行っていくため、東京都の福祉インフラ整備事業を参考に、本市独自のインフラ整備事業を検討する。また、開設当初は十分な利用者が見込めず運営が安定しないケースが多いため、開設から一定期間、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護を新たに開設する事業者への運営費等支援について検討する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業の検討・実施	実施	→	→

事業名	イーストエリアの市有地を活かした沿道まちづくり			
担当課	吉祥寺まちづくり事務所、企画調整課、資産活用課、市民活動推進課、交通企画課			
課題・目的	<p>吉祥寺のイーストエリアには、暫定的に自転車駐車場として利用されている市有地が点在しており、駅至近の商業エリアとしてのポテンシャルを活かしきれていない。また、本町コミュニティセンターは、更新時期ではないものの、エレベーターがなく、地域活動拠点としてはバリアフリー化されていないことに加え、前面道路が拡幅対象となっているため、イーストエリアのまちづくりと一体的に対応を検討する必要がある。</p> <p>以前より地元関係者が中心となり環境浄化活動が行われており、今後も取組みを継続していくことでエリアの健全な賑わいと良好な街並みを創出することが求められる。</p> <p>駅周辺に自転車駐車場用地を新たに確保することは困難であるため、利用状況に応じた既存自転車駐車場の利活用と民間との連携を行うことが必要である。</p> <p>また、駅周辺に点在する自転車駐車場を目指して走行する自転車が歩行者の安</p>			

	全を脅かすものとなっているため、歩行者環境を考慮した配置の適正化を図る必要がある。			
取組事項	<p>イーストエリアの暫定自転車駐車場（吉祥寺本町1丁目18、23番街区）や本町コミュニティセンター等の市有地の利活用について、エリアの課題を踏まえ、必要とされている公益的機能及びその配置等について、関係課と連携し検討を進める。</p> <p>検討にあたっては、これまでの環境浄化活動の取組みや地域の関係者の意見等に配慮し、イーストエリアの魅力や価値創造につながる市有地活用に努める。</p> <p>本町コミュニティセンターのバリアフリー化について、改修や移転等の対策をイーストエリアのまちづくりと一体的に検討する。</p> <p>自転車駐車場利用体系再編後の利用状況等の調査を実施し、その検証と整備目標台数の設定について自転車等駐車対策協議会で検討を行うとともに、民間との連携強化を図る。</p> <p>また、自転車駐車場は、駅中心エリアの外周部に配置するなど、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正配置について検討を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	必要機能の確保及び配置等の検討	同左及び関係者との協議・調整等	関係者との協議・調整	→
	本町コミセンバリアフリー化の検討	→	→	→
	自転車駐車場の利用体系再編の実施及び調査・自転車駐車場の適正配置の検討及び選定	自転車駐車場の利用体系再編の実施及び効果検証・整備目標台数検討・自転車駐車場の適正配置の検討及び選定	→	自転車駐車場の利用体系再編の効果検証・整備目標台数検討・自転車駐車場の適正配置の検討及び選定

事業名	吉祥寺東町一丁目市有地利活用
担当課	資産活用課
課題・目的	福祉目的で遺贈を受けた吉祥寺東町一丁目市有地は、取得から一定年数が経過し、早期の利活用が望まれている。取得経過を踏まえ、「地域に愛される場」の設置を目指し、平成30年度より地域ワークショップ及び検討委員会にて検討を重ねてきたが、利活用の実現に向け、さらに検討を深める必要がある。
取組事項	武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会報告書にて示された「食と相談を通して多世代の結びつきと支え合いを地域に広げる場」のコンセプトを実

	<p>現するため、庁内検討委員会を設置し、運営主体や手法、施設規模等についてさらに検討を深める。</p> <p>検討にあたっては、上記コンセプトに加えてコロナ禍の影響を踏まえた新たな視点を取り入れるとともに、公民連携やクラウドファンディングなどの手法について調査し、持続可能な施設運営の仕組みを構築することを目指す。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	調整	庁内検討委員会	事業者選定 又は基本設計	設計調整 又は実施設計

事業名	体育施設の計画的な整備更新				
担当課	生涯学習スポーツ課				
課題・目的	<p>総合体育館、温水プール棟、プール管理棟などの体育施設は築30年以上が経過し老朽化が進んでいる。</p> <p>総合体育館については、躯体はほぼ健全な状態であるが、一部の配管に関しては腐食、減肉、付着物の堆積が確認されたため、配管の全体的な改修を総合的に計画し、実施する必要がある。外壁タイルは浮きや剥離が生じており、一部では劣化が進んでいる状況が考えられる。</p> <p>温水プール棟とプール管理棟は、躯体、配管ともに深刻な劣化は見られないが、継続的に使用するにはトップライト（可動式屋根）、動線、バリアフリー、換気などの諸課題がある。屋外プールについては、使用していた井戸が経年劣化で使用できなくなったため、上水道を当面使用する。</p>				
取組事項	<p>総合体育館の外壁タイルは、剥離による落下を防止するため、令和3年度に工事に着手する。長期の休館を伴う給排水管や電気設備などの大規模な改修工事は、令和3年度から基本計画の策定に入る。あわせて内装改修、機能改善、利便性の向上を目的とした改修も同時に行う。</p> <p>温水プール・屋外プールは、継続的に使用するには大規模な工事が必要なことから、令和3年度に行う次期スポーツ振興計画の策定の際に温水プール・屋外プールのあり方を検討する。</p>				
年次計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	総合体育館	外壁等改修工事着工 改修工事基本計画の策定	外壁等改修工事完了 改修工事基本設計・実施設計の策定着手	改修工事实施設計の終了	改修工事
	温水プール・屋外プール	あり方検討	—	—	—

事業名	公共施設におけるエネルギーの効率的な活用の推進			
担当課	環境政策課			
課題・目的	<p>地球温暖化がますます深刻さを増していることから、温室効果ガス削減に大きく影響する建築物の環境負荷低減に取り組む必要がある。平成27年に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定され、本市も民間建築物に対する建築物環境配慮指針を平成29年度に制定した。</p> <p>今後予定している公共施設の再構築に向けて、公共施設の環境配慮基準を設定し、民間の開発・建設の模範となるよう積極的に建築物の省エネ化・スマート化の推進を図る必要がある。</p>			
取組事項	公共施設におけるエネルギーの効率的な活用を推進するため、公共施設のエネルギーに関する適切な基準を設定し、今後改築、建設を予定している公共施設全般に適用する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設における効率的なエネルギー活用基準設定	公共施設における効率的なエネルギー活用基準運用	→	→

事業名	公園緑地の整備・リニューアルと魅力を高める利活用			
担当課	緑のまち推進課			
課題・目的	<p>オープンスペースである公園緑地は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、災害時の避難場所や心身の健康維持などの機能が改めて注目されている。平成31年3月に改定した「緑の基本計画2019」の考え方にに基づき、それぞれの公園緑地がもつ機能や特性を地域間で補完し、体系的で効率的な公園緑地事業を展開することが求められている。</p> <p>公園・緑地のリニューアルについては、令和2年3月に改訂した「公園・緑地リニューアル計画」に基づき「公園緑地のポテンシャルを活かす視点」や、「緑のマネジメントと多様な主体による新たな連携の視点」を踏まえ、公園緑地の魅力を高める利活用を検討し、リニューアルを推進する。</p>			
取組事項	<p>公園緑地の施設等の修繕、機能の改善、機能の転換・新たな魅力の創出を行うため、リニューアルの対象や目的・機能に応じた複合的な検討を行う。</p> <p>公園新增設に向け、資産活用課、用地課などの関係部署と連携し、国庫補助取得に向けた検討を行う。</p> <p>次期緑の基本計画改定に向けて、市内の緑の状況について調査を行う。</p>			

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	補助金取得に向けた計画策定検討	公園用地取得検討、多様な主体による柔軟な公園の活用	→	市内の緑の状況の実態調査

事業名	道路総合管理計画に基づく道路管理の推進			
担当課	道路管理課、交通企画課			
課題・目的	<p>道路施設の適正な管理を実施するにあたり、各道路施設の老朽化への対応、厳しい財政状況など、一層厳しさを増すことが想定される。</p> <p>将来にわたり安全・安心な道路整備を提供していくため、今後の道路管理の方向性や取組みについての管理方針を定めた道路総合管理計画を平成30年3月に策定した。</p> <p>計画的、効率的、持続的な道路管理を実現していくために、当該計画に基づき道路管理を推進する。</p>			
取組事項	道路総合管理計画における新たな管理方針に基づく事業スケジュールに従い、道路施設の点検、維持修繕計画の策定、その他当該計画に基づく取組みを確実に実施していく。なお、計画の見直しについては、長期計画、公共施設等総合管理計画の方針と整合を図りながら実施する。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	計画の見直し	計画改定	計画に基づく道路管理の推進	→

事業名	橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょう管理の推進			
担当課	道路管理課、交通企画課			
課題・目的	<p>本市が管理する橋りょう43橋のうち最古のものは1939年に建設されており、1950年代後半から1970年代後半にかけて多くの橋りょうが整備されている。2017年（2次計画策定時）に、建設後50年を迎えた橋りょうは11橋で管理橋りょう全体の26%であったが、その10年後には15橋（35%）、20年後には31橋（72%）もの橋りょうが建設後50年を経過することとなる。経年劣化による事後保全での管理では、架け替え時期を一斉に迎えることになり、短期間に大きな財政負担が生じることが予想される。</p>			
取組事項	橋りょう長寿命化計画に基づき、橋りょうの計画的な点検及び修繕等の予防保全型の管理を着実に実施することで、維持管理コストの縮減及び維持管理費用の平準化、橋りょうの長寿命化による安全な交通を確保する。			

	令和3から5年度には、健全度が低く緊急度の高い「よろず橋」の架け替え工事を実施する予定。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画の見直し	計画改定	計画に基づく点検及び補修等の実施	→

事業名	LED街路灯整備計画の推進			
担当課	道路管理課			
課題・目的	<p>街路灯のLED化による照度アップにより、市民の安全・安心の向上を図るとともに、消費電力量や二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の軽減を図る。</p> <p>3ヵ年計画で実施した小型街路灯（蛍光灯）のLED化が令和元年度で終了した。</p> <p>水銀条約により2021年以降一般照明用の高圧水銀ランプの製造、輸出入が禁止されたことにより、引き続き大型街路灯（水銀灯）のLED化への対応が必要である。</p>			
取組事項	令和3年度から2ヵ年計画で大型街路灯をLED化する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	約260基の大型街路灯（水銀灯）のLED化	→	—	—

事業名	都市計画道路及び区画道路の見直し			
担当課	まちづくり推進課			
課題・目的	<p>計画的・効率的に道路整備を行っているものの、未だ事業化されていない都市計画道路や区画道路が存在し、都市計画法に基づく建築制限やまちづくり条例に基づく協議により建築計画等に影響を与えている。</p> <p>事業化されていない道路計画について、社会情勢や交通需要等を踏まえ、必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。</p>			
取組事項	<p>優先整備路線を除く未着手の都市計画道路を対象に、都市計画道路のあり方について調査検討を行い、計画変更予定路線（都施行）を選定した。変更予定路線の変更手続きに向けた調整及びその他見直しが必要な都市計画道路の検討を進める。</p> <p>また、区画道路の見直し方針に基づき、必要性の低い区画道路について、関係権利者の意見を聞きながら廃止に向けた検討を進める。</p>			

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	変更予定路線（都 施行）の変更 に向けた調整 休止中路線の調査 検討 区画道路の見直し 方針に基づく 見直し	→	→	休止中路線の調査 検討 区画道路の見直し 方針に基づく 見直し

⑤ 必要な施策を高品質で効率的に実行するための体制構築

⑤ーア 政策の優先順位付けやサービスのあり方見直しによる全体最適化

事業名	行政評価制度の再構築			
担当課	企画調整課			
課題・目的	<p>変化の激しい社会経済状況において、健全財政を維持しつつ、より質の高い行政運営を行えるよう、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していくことなどが求められている。</p> <p>また、自治基本条例及び第六期長期計画に基づき、行政評価制度について検討を進める必要がある。</p>			
取組事項	<p>説明責任や成果・効率の向上など、行政活動の質をより高めることを主眼に置いた行政評価制度を構築する。また、SDGsの視点を取り入れることについて検討する。</p> <p>令和2年度に引き続き、令和3年度にかけて制度の検討を行い、次期の長期計画・調整計画への反映を目指す。</p> <p>検討にあたっては、全庁的な行財政改革推進本部会議などで議論を行い、検討を進める。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	行政評価制度の構築	行政評価制度の試行、次期調整計画への反映検討	→	新たな行政評価制度の施行

事業名	制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討			
担当課	障害者福祉課			
課題・目的	<p>これまで、旧なごみの家（八幡町）で行ってきたショートステイ事業は、平成30年3月に開設した「わくらす武蔵野」内に設置された「なごみの家」に機能移転した。また、重度身体障害者グループホーム RENGA は、令和3年3月に新たな施設に統合・移転することが決定している。</p> <p>これらの建物の利用方針について検討する必要がある。</p>			
取組事項	<p>旧なごみの家については、隣接する障害者福祉センターの大規模改修に合わせ、建物の利活用に関する検討を行う。また、RENGA については、地域共生社会の理念に鑑み、新たな福祉ニーズに対応するため、誰もが利用可能な施設として検討を進めていく。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	検討	→	実施	—

事業名	武蔵野市・友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」の運営とあり方の見直し			
担当課	産業振興課、多文化共生・交流課			
課題・目的	<p>友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」〔有武蔵野交流センター〕は、平成13年10月吉祥寺中道通り商店街に出店し、令和2年に19周年を迎えた。</p> <p>アンテナショップ事業については、平成26年度の武蔵野市財政援助出資団体あり方検討委員会報告書により、「短期的に自立化」の見直し案を出されている。</p> <p>「都市は単立できない」として、都市と地方相互の地域資産や特性を生かしたまちづくりを目指して誕生したアンテナショップであり、友好都市の特産品を年間通して流通させる販路拡大を大きな目的とし、これまでは薄利多売の経営方針となっていた。</p> <p>また、吉祥寺界限とはいえ、駅より徒歩8分圏内の微妙な店舗立地は、SNS等を利用したアンテナショップからの定期的な情報発信をする必要があり、幅広い客層へのアピールが課題であった。</p>			
取組事項	<p>令和元年度より2年間にわたる経営改善計画に基づく取組みをはじめ、赤字経営の原因となっている「薄利多売」を改め「厚利小売」の営業方針に切り替えた結果、プラスの営業利益となっている。</p> <p>しかしながら、自立経営のレベルには達していないため、引き続き収支構造の改善について検討する。</p> <p>また、新規顧客拡大に効果的なSNSを活用するよう意識啓発を行うとともに、経営のあり方について様々な可能性を検討し、アンテナショップ側に提案する。</p> <p>さらに、有武蔵野交流センターの出資者の意見を積極的に聴取し、店舗運営に反映させていく。</p> <p>アンテナショップの今後のあり方については、その設立のきっかけとなった「交流市町村協議会(サミット)」において多角的に見直し検討する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	収支構造の改善 所管替えの検討	実施	→	→

事業名	海外都市交流のあり方の検討			
担当課	多文化共生・交流課			
課題・目的	<p>現在、市ではアメリカ・ラボック市、ロシア・ハバロフスク市、ルーマニア・ブラショフ市、韓国・忠州市、ソウル特別市江東区の5つの海外都市と交流を行っている。</p> <p>それぞれの交流のきっかけや経緯の中で、交流のあり方や担当課が分かれているのが現状である。今般のコロナ禍における交流のあり方等を検証したうえで、</p>			

	<p>今後の交流のあり方や必要性を再考し、方向性を定める必要がある。</p> <p>ルーマニア・ブラショフ市に設置し、日本語教室や日本文化紹介事業を実施してきた日本武蔵野センターは、設立 21 年を経過した。今後、5 年程をかけて日本武蔵野センターの体制を見直すとともに、他の海外交流事業と同様の、青少年の相互交流団派遣の開催等を検討していく。</p>			
取組事項	<p>ロシア・ハバロフスク市との交流については、児童青少年課が所管であることから、この所管を多文化共生・交流課に移管し、海外交流都市との統一的な窓口とする。</p> <p>そのうえで、全体の海外交流事業について必要な検討を行い、それぞれの都市との協議・調整を経て方針を決定する。</p> <p>日本武蔵野センターの体制の見直しについては、ブラショフ市のさらなる関与を深めた効果的な運営体制を構築する。また、交流団相互派遣の検討については、令和 4 年度の交流 30 周年を機会として、その後の周年の交流団派遣の検討を行う。</p>			
年次計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	海外交流事業実施方針の検討・調整	ハバロフスク市との交流事業の事務移管 海外交流事業実施方針の決定	新方針による海外都市との交流の実施	→
	日本武蔵野センター体制の刷新	新センター体制の整備	新センター体制の検証	→

事業名	集団回収の見直し
担当課	ごみ総合対策課
課題・目的	<p>集団回収は、昭和 53 年以来、資源物の再利用の推進及びごみの減量を図るとともに、ごみ問題に対する市民の関心を高めることを目的として実施されてきた。集団回収は廃棄物行政や地域コミュニティにとって意義のある取組みである一方で、集団回収に参加していない市民がいるため、行政収集を市内全域で実施しなければならない、行政収集との二重の収集体制となっており非効率な面がある。また、都内 23 区、市部の他自治体と比較し、本市の団体への補助金は高い水準にある。</p>
取組事項	<p>集団回収の団体へ交付している補助金の減額と事務費の廃止に向けて検討し実施する。</p> <p>また、集団回収と行政収集の二重の収集体制になっていること等の課題整理を行い、望ましい集団回収のあり方について検討する。</p>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	補助金額等の見直し・実施	あり方の検討	一般廃棄物処理基本計画への反映	実施

事業名	自転車駐車場の整備と既存自転車駐車場の有効活用の推進			
担当課	交通企画課			
課題・目的	<p>駅周辺においては、新たな自転車駐車場用地の確保は困難な状況にある。自転車駐車場を安定的に維持するため、恒久的な自転車駐車場の確保が必要であるとともに、既存自転車駐車場のさらなる有効活用の方策が必要である。また、民間事業者との連携を強化する必要がある。</p> <p>整備にあたっては適地を確保し、まちづくりに関する個別計画等との整合を図りながら、自転車駐車場への安全な動線の確保が必要である。</p> <p>条例による民間自転車駐車場整備を引き続き進めるとともに、大規模開発にあたっては自転車駐車場を確保できるよう努める必要がある。また、実態に即した民営自転車駐車場設置費補助制度の見直しの検討が必要である。</p>			
取組事項	<p>利用者の利便性向上及び自転車の放置防止強化のため、自転車駐車場における利用料金の適正化、定期・一時の利用区分の適正化、定期使用期限の適正化により自転車駐車場の利用体系の再編を行う。</p> <p>3駅周辺における整備目標台数に向けて民間施設を含めた自転車駐車場整備を行う。また、今後の整備目標台数の考え方について、利用体系再編後の実態を踏まえて検討を行う。</p> <p>自転車駐車場の整備にあたっては自転車走行動線、歩行環境確保等を考慮して配置を検討するとともに、公共用地での整備により恒久的施設として確保する。また、既存自転車駐車場においては計画的にリニューアル、建替えを検討する。</p> <p>自転車駐車場の満空情報の拡充、フリーゾーン等の拡充、利用料金のキャッシュレス化等により、自転車駐車場の効果的な管理・運営を行う。</p> <p>武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例及び武蔵野市まちづくり条例に基づく付置及び大規模開発に伴う付置を民間施設設置者に求めていく。また、整備費補助制度による民間自転車駐車場の設置誘導を行うとともに、より活用しやすい制度とするための補助要件等の見直しを検討する。</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年次計画	自転車駐車場の利用体系の再編実施（令和5年	自転車駐車場の利用体系再編、効果検証	→	→

	度まで段階的に 実施・調査)	整備目標台数検討		
	自転車駐車場用 地確保 既存自転車駐車場の リニューアル 検討・実施	→	→	→
	自転車駐車場の 効果的な管理 ・運営	→	→	→
	民間自転車駐車場の 設置誘導 補助要件等の 見直し	→	→	→

⑤ーイ ICTや外部委託の活用を通じた業務効率化や市民サービスの向上

事業名	ICTを利用した市民サービスの拡大
担当課	情報管理課、総務課、各課
課題・目的	<p>紙の申請書について、申請者が同じような記載を何度も記入するものがある。また提出書類や確認事項が増え、書類不足、押印漏れ等により、再来庁をお願いする場合がある。</p> <p>押印については、総務省より、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて通知があり、今後、原則としてすべての行政手続について、見直しに必要な検討を行い、法令等の改正等を行うことが求められている現状がある。</p> <p>証明書発行等の手数料支払いには現金を使用しているため、新型コロナウイルスの感染リスクと現金取扱いの手間が発生している。</p> <p>電子申請の推進並びに窓口申請の際の手間を削減し、市民の窓口での滞在時間の短縮や来庁回数の削減を行うなど、市民の利便性を高めていく必要がある。</p>
取組事項	<p>市の行政手続きについて、電子申請が可能なものについて確認し、費用対効果、市民ニーズ等を踏まえ、国や都の電子申請の仕組みにより電子申請が可能な手続きについて検討していく。様々な事情により、ICTを利用しない、もしくは利用できない方が必ずいるということも踏まえたうえで進めていく。押印・署名等についても、各部署で所管する事務事業等における様式の棚卸を行い、国や都の動向を踏まえ、市民サービスの向上と業務効率化の観点から、見直しを検討する。</p> <p>また、一回の電子申請で、関連する手続きも申請ができる仕組みを研究する。</p>

	申請情報を電子的に事前作成するなど、市民の申請書記入の手間を軽減する仕組みを研究する。 窓口での現金の取扱いを減らすため、手数料支払いの電子化を研究する。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	電子申請の拡充及び庁内行政手続き確認押印の見直しについて検討	電子申請の拡充 手数料支払い 電子化研究	→	→

事業名	先端技術等を活用した業務効率化の推進と人材の有効活用			
担当課	総務課、情報管理課			
課題・目的	紙の申請書のデータ入力作業等、手作業が職員の業務負担となっている。また、庁内職員からの電話問い合わせについて、マニュアルやQ&Aに記載されている内容であっても、それらが認識されておらずに電話で問い合わせが行われることがあり、質問者・回答者ともに時間を要している。 先端技術を調査・研究し、人的コストの削減・市民サービスの向上を目指すと同時に、職員の業務負担軽減、ひいては働き方を見直す契機としていく必要がある。			
取組事項	AI・RPA等先端技術について調査・研究し、業務改善・市民サービス向上につながる部署で試行実験等を行う。			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	AI・RPA 試行 先端技術調査・研究	→	AI・RPA課題 整理 運用に向けた検討	庁内周知 試行運用開始

事業名	文書電子化の推進と電子決裁の導入の検討			
担当課	総務課、情報管理課			
課題・目的	現在、文書の決裁や保存等については紙を正本としているが、多くの部署の審議を経る決裁では意思決定に多くの時間を要するほか、管理・保存に多くの労力と場所を要し、環境的な負荷もかかるという課題がある。 国も、行政文書を電子的に管理することを原則とする方針を打ち出している。 電子データの適正な処理及び管理の方法を確立し、文書の電子化を図ることで、データ入力や保存に要する労力等を低減するとともに、より適切な文書管理を実施する必要がある。			

	また、今後、働き方改革や感染症拡大防止の観点による在宅勤務制度の導入の検討を進めるうえで、意思決定の効率化を図るために電子決裁の導入検討についてもあわせて検討する必要がある。				
取組事項	<p>文書の電子化の推進と電子決裁の導入に関し、文書管理システムの入替えにあわせて、庁内関係部署と連携を取りながら検討をする。</p> <p>行政文書の管理については、原則、電子データで行うことに関する課題等の整理・検討を行う。</p> <p>また、文書の電子化になじまない業務の洗い出し、課題整理及び対応方法の検討、共有サーバに保存されている各種電子データについて、紙文書と同様に管理の統一化を図る。</p>				
年次計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	行政文書の電子化	課題の洗い出し 行政文書の電子化検討	庁内検討体制の構築 行政文書の電子化検討 次期文書管理システム構築	次期文書管理システム構築 稼働開始	次期文書管理システム運用
	電子決裁	電子決裁の検討	→	電子決裁の導入開始	電子決裁の促進

事業名	自治体クラウド導入に関する検討			
担当課	情報管理課			
課題・目的	<p>国は自治体クラウド導入団体の目標を設定しており、周辺自治体でも導入の動きがみられる。しかしながら、本市庁舎には強固な持続性を持つ電源と免震構造の環境があり、そこに各種サーバを構築している。</p> <p>自治体クラウド導入の費用対効果や本市の事情などを踏まえた検討が必要である。</p>			
取組事項	<p>次期住民情報システム更改に合わせ、近隣自治体の自治体クラウド等の利用状況を調査し、本市においても利用や参加が可能か研究する。</p> <p>単独クラウド等、外部のデータセンターについても、費用対効果等を検証し、利用について検討を行う。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	自治体クラウド検討・次期住民情報システム更改検討	次期住民情報システム仕様検討	次期住民情報システム構築	次期住民情報システム構築・運用開始

事業名	ICT機器を活用した教育の推進			
担当課	指導課			
課題・目的	<p>「生きる力」を支えるあらゆる学びの基盤である言語能力や情報活用能力などの資質・能力を育成する取組みが必要である。さらに授業におけるICT機器の活用拡大を図っていく必要がある。</p> <p>これまで本市で大切にしてきた人との関わり合いの中で学ぶことや体験活動等の学習を通して身に付ける資質・能力と、情報機器を活用して身に付ける資質・能力、それぞれの調和を図るため検討が必要である。</p>			
取組事項	<p>令和3年度から市立小中学校に在籍する全児童・生徒一人ひとりに学習者用コンピュータを貸与する。</p> <p>学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るため、環境を整備し試行を実施する。試行を通して、学習者用コンピュータ活用の指針を定める。</p> <p>学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業における指導方法、児童・生徒が自宅に学習者用コンピュータを持ち帰る場合の活用方法を含め、ICT機器の活用について、検討委員会を設置し研究する。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	機器の導入完了 機器の活用 活用実践の蓄積 検討委員会の開催	機器の活用 活用実践の蓄積 検討委員会の開催	機器の活用 活用実践の蓄積 検討委員会の開催 指針の策定	機器の活用 指針に基づく実践

事業名	民間活用及び広域化・共同化の検討			
担当課	下水道課			
課題・目的	<p>本市下水道は昭和27年に事業に着手し、昭和62年には普及率100%を達成したが、昭和40年から50年代にかけて集中的に施設を整備したため、今後5年間で管渠老朽化率は6割を超す見込みである。長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、施設管理の最適化を図るため、令和元年度にストックマネジメント計画を策定し、令和2年度より点検・調査、修繕・改築を計画的に実施している。</p> <p>現状の下水道課業務に加えて、ストックマネジメントを着実に推進するためには、業務効率化とともに民間ノウハウ等の活用による執行体制の整備が急務となる。</p>			
取組事項	<p>令和2年度にPPP/PFI手法の一つである「長期包括契約方式」の導入の可能性について検討し、令和3年度に導入可否を決定する予定である。導入する場合は、令和4から5年度に導入準備、事業者選定等を実施し、令和6年度から</p>			

	<p>の開始を予定している。</p> <p>なお、長期包括契約方式の対象施設や対象業務の検討にあたっては、東京都及び管内市町村等が参画する「下水道事業の広域化・共同化検討会」における「広域化・共同化計画」の検討状況を踏まえる必要がある。</p>			
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	導入可否の決定	導入準備	事業者選定等	長期包括契約の開始